

第十九回国会 衆議院 内閣委員会公聴会議録第一号

昭和二十九年四月十三日(火曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 稲村 順三君

理事 江藤 夏雄君 理事 大村 清一君

理事 平井 義一君 理事 山本 正一君

理事 高瀬 傳君 理事 下川儀太郎君

理事 鈴木 義男君

大久保武雄君 永田 良吉君

長野 長廣君 山崎 巖君

須磨彌吉郎君 栗山 博君

飛鳥田一雄君 田中 稔男君

中村 高一君 辻 政信君

出席國務大臣

國務大臣 木村篤太郎君

出席政府委員

保安政務次官 前田 正男君

保安庁長 上村健太郎君

官官房長 加藤 陽三君

保安庁局長 (人事局長) 加藤 陽三君

出席公述人

日本ビクター 株式會社社長 野村吉三郎君

(元駐米大使) 同志社大學學長 田畑 忍君

易断師 佐瀬市太郎君

委員外の出席者 専門員 龜掛川 浩君

専門員 小関 紹夫君

本日の公聴会で意見を聞いた事件

防衛庁設置法案及び自衛隊法案につ

いて

○稲村委員長 これより内閣委員会公

聴会を開会いたします。

本日防衛庁設置法案及び自衛隊法

案を議題といたし、公述人より意見を

聴取いたします。本日御出席なさる公

述人は野村吉三郎君、田畑忍君及び佐

瀬市太郎君の三名であります。午前

の会議におきましては野村吉三郎君よ

り御意見を述べたにたいと存じ

ます。

この際公述人に一言ごあいさつ申し

上げます。本日は雨天のところわざ

とに委員会に御出席くださいます。た

だいま本委員会において審査中の同

案は、申すまでもなく国民生活に及

ぼす影響重かつ大なるものがある

と存ずる次第であります。公述人

におかれましては本案に關し忌憚

のない御意見を十分お述べいた

だくことができれば、本委員

会審査のために資するところ大

なるものがあるかと存ずる次第

であります。この際公述人の方に

念のために申し上げますが、御

発言の最初には御氏名をお述べ

いただきます。また発言の都度

に委員長の許可を求めています

と存じます。それではこれより

御意見の公述をお願いいたしま

す。委員よりの質疑があります

れば公述人よりの御意見開陳

の後にお願いいたしますと存じ

ます。それでは野村吉三郎君。

○野村公述人 野村吉三郎であ

ります。突然のお招きであります

し、私目をわすらつておりました

、十分準備はできておりませんが

、率直に自分の考

えておることを申し上げようと思

います。私は政党政派には何ら

の關係はありません。どこの政

党も關係ありません。海軍に養

育されたことが四十二年、その

後またいろいろの方面で国のセ

キユリテイという問題について

はほとんど自分の生命を通して

関心を持つておるのであります

。この憲法がマツカーサーから

強要されたときには樞密院に

おりました。審査委員の一員で

あります。この憲法は至るところ

に無理がある。これは思ひましたが

、なかなか第九條は後來非常

にやつかない問題になるんじや

ないかというのを痛感したので

あります。審査委員会でもしば

しばしば意見を述べ、政府の御

意見も聞きまして、しかし当時

は無条件降服というやうな状況

であつて、彼らの言がままにな

るはかないというやうな空気が

ありまして、形の上においては

樞密院もこれで通つたのであり

ます。私は最後の折には、御前

會議でありましたが、自分の意

見も述べたのであります。その

當時は吉田政府になつておつ

た。政府の答弁は占領軍がある

間は日本を守つてくれるであ

らう、占領軍が退去したときは

、そのときはそのときの問題

であるというやうな答へであつ

た。私は今記憶しておるのであ

ります。その後日本を守るのは

占領軍が守つておりますが、

どうしても憲法九條は無理だ

というところは講和會議の前

からアメリカ人の識者の間には

声がありまして、新聞なんか

には憲法九條はどうしても免

除せねばならぬというやうな

説がアメリカにも現われるやう

になりました。私の友人からは

、これは政府の息のかかつたも

のだからひとつ君らも友人に

これをばよく知らしめてくれ

というやうな書面も受取つた

次第でございます。日本国は

破れたりといへども、日本の

国を守るという国民の義務は

、これは国民として最高の神

聖の義務であつて、国がどう

なつてもいい、守らないでも

いいのだというやうなことは

あり得べからざることであつ

て、それは世界中小の国どこ

でもないことと私は思つてお

ります。憲法九條によつて軍

備ができないう状況になつて

おつて、朝鮮事變になりまし

てマツカーサーも急に警察の

予備隊という名で若干の防

禦力をこゝで急造しておる、

七万五千人を急造した。しか

しだん／＼自衛隊というやう

な問題が講和条約及び安保

条約と結びついてやかまし

く言われるやうになつて、

憲法は修正されておるやう

な感じが、今今議會に提出

せられるやうな案が、私の

承知しているところでは多

数の政党的に一致した案とい

ふやうに承つておるのであり

ます。これは私は非常にけつ

こつたことだと思つて、自分

は非常に喜んでおるのです

。直接間接の攻撃に対して

日本を守るというこ

をばつたりした。今まで議

會の總選舉の折の状況なんか

を見てみると、間接の攻撃

に対しては日本人は當るのだ

が、直接の攻撃に対しては

アメリカ人がこれを分担する

というやうなことを、相当

知名の人から私は聞き及ん

ておりました。これではなら

ぬのやないかというやうに

私は痛感しておつたのであ

ります。日本国民八千万人、

破れたりといへども東洋に

おいては有為の国民、自分

の国を守るというやうな責

任を忘れておるのではな

い。悪いというやうに痛感

しておつたので、今日こ

に各党のお方がこうい

う案まで練り上げたとい

うことは、從來の態度より

百八十度というたら言い

過ぎかもしれないけれども

、非常に急角度の転換であ

りまして、私も非常に喜

びしいことだといふやう

に痛感しております。

この案そのものの内容につ

いては、私はちよつとグ

ラッスしただけで、こ

こで意見を述べることが

は口はばつたことでは

ないが、いろいろの結果

があるのじやないかとい

ふやうに感じているの

は、総理大臣が總指揮官

になること、これは民主

主義の國として當然の

ことである。総理大臣

の機關に國防長官に

相當する國務大臣が

おられるのも、これは

當然だと思つてお

る。そうして三軍にな

つて、これは私非常

にけつこつたと思つ

て、どうしてこれ

から集團保障とい

ふことになつて、

日本のみならずや

れるだけのことは

やるのですけれ

ども、世界が二

つのブロックに

わかれておる

今日においては

、自力で自分の

國を守り通す

といふことも

なかつて、

第一類第一号(附屬の五)

内閣委員会公聴會議録第一号

昭和二十九年四月十三日

一

かつておる者といえ、やはりもち屋はもち屋であらうと思う。今度自衛官となつておるようですが、これもけつこうだと思ふ。世界のどこを見て、兵学校、士官学校長は大体専門家がなつておる。アメリカのごときは物質文明の国だと皆さんはごらんになつておるかも知れぬけれども、なか／＼精神的のところに力を入れている。兵学校長に行く人間は、非常に経験のある有為の人間で、そうして人望のある、そのくらしい人選を厳選しているのです。これはよ／＼な話ですが、学校へ行つて見ると、やはり精神教育です。精神を入れようとしておる。米國は物質文明の國と思つておつたら、あてが違つて、ヒロイズムなんかは非常に奨励する、スパルタ精神を非常に奨励する。そしてライブラリーなんかにも、南北戦争のメニマツクの折に、司令官が、船が沈まんとしているときに、マストに自分の体をくくりつけて最後まで奮戦したというやうな図を掲げて、そして生徒にヒロイズムを奨励するのです。戦争は避けなければならぬといふことはみな心得ておる。われ／＼もそう思う。戦いといふものは容易にやるべきものじやない。やはり昔から大國といへども戦いを好めば必ず滅びるということがあるのであつて、これは千古の金言だと思ふ。戦争といふものは非常の場合であつて、これは容易にやるべきものじやない。私は今度の戦争なんかも初めから反対しておる。それだから、三国同盟も反対なんです。これをやつたら、一步戦争に近づ

く——私は若いときに三年ドイツ、オーストリアで勉強したので、彼らの偉いところは知つておるけれども、これをやつたら、日本の國情から見て非常に不利になるというふうに痛感しておつた。それだから、三国同盟も反対、今度の戦争も、どうかして戦争にならないように持つて行きたく思つて、努力しておつた。日本の國情が一本立ちで行けないといふことは、今度の戦争の発端でもはつきりわかつておると思ふ。日本が仏印南部へ進駐し、サイゴンまで出た。これでルーズヴェルトが油の禁輸をやつたんです。そうすると、東京では、油の禁輸をやられたら、日本のタンクにためてある数百万トンの油しかなないので、どこか油を探さなければならぬといふやうなこと、デスプレートになつて、ギャングルして、戦争を始めた。その直接の原因は何で起つたかといへば、仏印南部へ進駐したからである。私ら南方へは決して武力進駐はしないのだ、平和的に發展するのだといふことを、大統領にも、國務長官にも絶えず言つておつた。またそれも東京からはそれでいいというアドヴァイスも得ておつた。ところが仏印南部へ進駐した。そうすると、アメリカの方ではこれに対して油の禁輸をやつた。それで海軍なんかでためておる油といふのは数百万トンしかないから、これがある間に何かやらなければならぬ、それでどこか油田でも探さなければならぬといふことになつて、戦争になつた。永野軍令部長がぼくに帰つて言うには、勝つか負けるかわからないけれども、やるよりしようがないじやないかといふのです。これは無責任だといふことを言う

政治家もありまされども、國情がなか／＼一本立ちで行かぬ國情であるし、食物は足りないし、油もないのだし、文化生活をやらうと思へば、よその國とどうしても親善を保つて行かなければならぬ。貿易をもつて生命とせねばならぬ國情にあるのですから、こゝういふ点から見て——話が一応横の方へはずれましたが、われ／＼それを非常に考へて、そして自衛軍といふものを盛り立てて行かなければならぬと思ふ。一人では行けない。しかしできるだけのことはやる。そして集団保障でやるというこゝになつて来なければならぬであらう。集団保障を受すやうと思へば、やはり國際信義を全うして行かなければならぬと思ふのです。始終かけひきばかりやつておつて、自分だけうまいことをやつて向うだけは國を守れ、直接攻撃で北海道に何かあつたら前前の國がやれ、おれらの方はうしろで見ている、それではいかぬ。これに對して、今小さいことである／＼申し上げたが、私は非常に進歩した案で、けつこうな案だと思つておる。

もう一つ申し上げたいことは、私は陸軍の方は予算がどうなつておるか知らぬが、海軍では金の大部分は物質の方、すなわち船、飛行機といふ方面に費されるのです。人件費といふのは割合に少いのです。こゝういふ点から見ると、海軍省という、あの中にあつた艦政をやるこゝろ、軍艦の設計をやり、建造をやり、注文をするといふやうなこゝろが非常に大きな役割をやる。航空本部もそうです。海軍自体でやるこゝろは三分の一くらいしかできずして、あとの三分の二は民間をたよりにするのですけれども、設計といふものは海軍自体でなければならぬと思ふのです。そういふところに當るものがどこのものがそれに當るものか、それがはつきりいたしません。去年、駆逐艦や小さい船を六、七はいつくる予算が通つておるにもかかわらず、それが着手されずして、そのままこしへ移つておる。これではいつまでたつてもできないのじやないか。それだから、こゝういふことをひとつ皆さんの方で政府と話し合つて、通つた予算で船ができるやうになるやうに、飛行機ができるやうになるやうにする。そうして日本にそれだけの人間があるのですから、それをうまくオルガナイズすればできるのです。そしてい／＼技術が遅れていくから外國の力を借りなければならぬ、これは申すまでもないのです。私は十年以上遅れているのじやないかと思ふのです。飛行機なんかこのごろは長足の進歩をしておるのですから、戦争終末のやうな状況に持つて来るには数年を要する。それに加えて彼らが非常に進歩しておるのですから、五大國の一つだといふやうな昔のやうな夢を見ておつたら、ここに華族さんといふつしやるかも知れぬが、ちやうど昔の公露だとか伯爵だとかいふやうな肩書をたよりにしておるやうなもので、これはどうしても努力して早く追いつかなければならぬといふふうに私は感じておるのです。それだから、こゝういふ艦艇及び飛行機の建造なんといふところは、よほど皆さんの御了解を得て促進していただきたいのです。

私はアメリカ人に、われ／＼が最善の努力をもつてしても十年の後でなければ、君らはまくらを高くして退却するわけには行かぬだらうといふことをよく言つておる。パーソナル・ヴェーとして言つておる。なぜさういふことを言ふかといふと、朝鮮事變が起つた折に、今兵学校長に行つておるジョイという中将なんかは、私どもにもう日本も少し考え直さなければならぬときじやないかと言つた。人を集めればすぐ軍艦でも動くやうに思つておるのです。彼らはその時分からフリゲートの話をしておつたのですけれども、フリゲートを十五、六隻、LSTが五十隻、あれが動き出して日本の周海をまゐるやうになるのに朝鮮事變から四年かかつたといふことを見ても、再軍備といふたつてなか／＼むずかしい問題だといふことは明らかなんです。日本の飛行機で北海道の空を守り、そうしてアメリカ軍の退却できるやうな時期は、非常に努力しても今から十年かかるのじやないか。物と一緒にこしらえてはしいけれども、人をつくる方が私は先じやないかと思ふ。パイロットをつくる方が先じやないか。私らが従軍した日露戦争の折は、キャピタル・シツプといふのは日本で一そうもできておらないのです。大きな船の十二隻といふのは主としてイギリスのやうな外國でこしらへた。そうしてロシアに對してあれだけのいきさをしたのです。人間は日本人ですけれども、外國の船でやつた。私は東洋ではやはり日本人が一番らしいのだといふことを確信しておるのですが、これだけの有為の國民があつて、さうして人を養成し、必要に応じては外國から物をもらつてそれをを使うといふことにすれば、まあ十年たつた後にはアメリカ軍も退却でき

るようになるじやないか、そうして集團保障でやるというふうなことになるじやないかというふうな感じでおるのであります。

○稲村委員長 栗山君。

○栗山委員 私は野村さんにお伺いしたいと思うのですが、お話の中にアメリカをほめたたえて、ヒロイズムというのがアメリカをしてかくのごとく偉大ならしめておるように伺ったのですが、そういうヒロイズムというふうな考え方で日本にもやはりこれを奨励するのがよろしいというふうにお考えになつてのお話でありますか、その点をお伺いしたい。

○野村公述人 私は軍隊というものを使わないように政治はやる、これは申すまでもないと思うのです。軍隊は無用の長物になるように持つて行くのが政治家のやる仕事だと思ふのです。しかしながら今の世界の状況で、朝鮮事変あるいは仏印で今行われておる戦争の状態等を見れば、これは望まぬけれどもある場合にはあるかもしれぬ。そうすればその場合に私らは、今インターナショナルイズムの思想も発達しておるけれども、日本国民は少くとも日本民族の独立、自由を守るために努力しなければならぬ、これに對して戦うという事になれば、これはやつぱり勇敢な働きをせよとやらなければ、おとなしいことばかり言つておつたのでは役に立たぬのではないか。十万の兵隊も勇将のもとには二十万人の働きをするであらうし、最新のモビリティを与えれば十万の兵隊が昔の数十万の働きをすると思う。それに対してやはり精神というのは強い。負けないという精神は今も昔もかわらぬじやない

か、急に民主主義になつて二千年來の日本の長所というものが要らないのじやないかというように国民が思つておつたならば、それは錯覚じやないか、私の友人でアメリカ人なんかも、相当老人の者が多いのですけれども、日本にはいろいろ長所があるのに、今度の戦争で負けたからというのであつた皆さんの長所をみな放棄してしまふのは実に残念だ、これは保存しなければならぬというように、ほんとうの親友はみなそう言う。私はそういう考えを持つております。

○栗山委員 たいへん長い御説明であります。それは簡単に伺いたいのです。それはなるほど國家國民としては自由を守る自警心、自尊心を確立する、これは当然であります。従つて國家國民としては國を守る、これも當然のことでありまして、しかしながらこの國を愛して國を守る、自由の精神を確保するといふことのために起きます。たとえば侵害を受けた場合に、その發奮するところの動機は、國民として非常に深い信念がなければならぬと思ふ。その信念が深く固きものがあればこそ、私は強い争いにおいての力が結集されて、より強いものがそこに現われて来ると思ふ。そういう観点から考えますと、私は今ヒロイズムを奨励するといふことは、これはいかにがなものであるかといふことに多大な疑いを持つものである。というのは、アメリカのことについて野村さんはいろ／＼おつしやつたが、かつてあなたは大使館にアタッシュとしておられたこともありまじやうし、名高い大使としても大事なときに任務を負わされたわけだ。それで英語もお達者であつて、常にアメ

リカの文化というものについては軍人でありながら多くの人よりはものわかりのよい感覚を持つておられる方だと世間でも見るように私も考へてゐる。しかし私はアメリカが今日の大きな力を持ちながら、思ひのほか自分の力を自分の思ひがままにかつてこれを使用しようと思つて、力を持ちながら國際的に非常に関心を持つておられるような慎重な態度をとつておられるのは、私はこれはアメリカのクリスチヤニズム、それからヒューマニズム、この二つから来ている國民の相違の現われだと思へてゐる。なるほど國內を開拓するについてはフロンティアというところのあの活発な、勇敢な荒野の西部劇の活動映画なんかに見るやうに、いまだにピストルの撃合いなんというものは実に壯観なものである。しかしそれはそれであるけれども、實際いかなる知者も學者もあるいは頭官であつても官僚であるいは実業家、軍人、すべての人が一旦戦争となれば人道のためである。これは宗教の信念の上に立つといふところから来る深い、強いものがあつて、私はアメリカのよきがあると思ふのです。私は決してヒロイズムではないと思ふ。もしこういう問題について敗戦後の日本が真に肺腑をついたところの信念を固めるにあらずんば、いかに訓練が整つても國危うしと言わざるを得ないと思ふのであります。この点について遺憾ながら私は旧知の野村さんに対して、私の考えを異にするのでございますが、それについてはお私を教えるところがあるならば、私は伺つておきたいと思ふのであります。

○野村公述人 むろん私は今栗山さんのおつしやつたやうに、大きな人生観、人道等からそれは出発してゐると思ふのです。私の先ほど申したのは、國民はやはり人道を心得、そうしてまた勇敢なる國民がみずから進んで難に當るといふやうな國民たることを望むのであつて、それはヒロイズムということと、ヒロイズムを兵學校で奨励してゐると申したのですが、國民全体が、理想についても、行いについても、勇敢なる國民たることを望んでおるのであります。言葉の言ひまわしは違つておるかもしれぬけれども、私は今おつしやつたところと違つておるやうには思つておりません。

○栗山委員 もう一つ、文民優位という言葉が耳ざわりというところをおつしやいました。私もそれは同感でございます。一体その職に上下あるべきはずではない、それに尊卑の区別をつけるものではないと思ひます。なるほど今日國民の一部には自衛隊、それが軍隊の形にあることを強く否認する人もあります。しかしながらまたこれを支持する面もあるのであります。そこに問題が起きているのであります。そこそここの二法案が通過いたしますれば、好むと好まざるにかかわらず、これは外から侵略を受けた場合においては國をあけてこれと戦わなければならぬことになる、そういうやうな大事なものを決する場合に戦うといふことは、負けなければならない、自分で勝てなければ勝つて者とともに集団的に力を合せて勝つといふ結論の見通しがつかない

れば、私は戦うべきものじやないと思ふ。私もかつて経験いたしましたこの大東亞戦争と同じことである。負けることがきまつた、とにかく専門家もあるいはその事情に通ずる人も、外から見ても内から見ても、こんなはつきりしたもののないものを戦争に導いたといふことを考へてみますと、実にこれくらいにばかたことを日本の歴史の上に残したものはないのであります。そういうことを考へますときに、日本の置かれたこの敗戦後の貧乏な國、困れる國、思想的にも迷える國民を八千万人もはらんであります。この國において、この日本の國をどこに持つて行くかといふことを考へますならば、私は文の人も、武に見られるところに所屬する人も、そこに区別はなくて不離一体となつて結論を出さなければならぬと思ひます。そういう場合においては昔のように軍人が跋扈をして、そして優秀なる官吏はまつたく一つの技術者のごとく、手足のごとくに使われる、それに満足したやうなことは今は反省しなければならぬ、また武力を持つがゆえに、武器を持つがゆえに、人を殺しても満州に行けばぜいたくができるというところが許されず、そういうことも私も大いに反省しなければならぬと思ふのです。それを考へますと私は、なるほど文民優位といふやうな形をつくることはいけな、いけなけれども、この場合においてはそういうやうなことのないために、機構の上において過去の弊害を繰返さないやうな用意は一応あつてもいいじやないか、こう思ふのであります。あるいはもしそれがいけなければ適當な機関に直せばよいのであつて、過

去における経験があまりに深刻で、現在われわれが悩まつつある国民感情の上からいいますならば、制服の方は人格あるいは手腕、力量において卓越しておるならば、局長になつたつて、課長になつたつていいやないかというけれども、過去におけるところのあまりに深刻な経験が今の国民感情からしてそれを容易に緩和してない。こういう場合においては、その制度は機構の上からそういう過去の苦い経験を繰返さないような用意と、深遠なる考慮を払うだけの寛大なる気持があつてしかるべきやないかと私は思うのであります。この点について、私は野村さんと考え方においては一緒でありますけれども、その肯定における結論の仕上げについていささか異にしておるのであります。なほこの点について御意見があらますならば御主張を伺いたいと思ふのであります。

○野村公述人 今のも私御高見として承つておきますが、潤滑油になるのならいいのですが、あまり砂をたくさんやつてきしんで物が動かぬようにならぬように御留意を願いたいと思ひます。

○野村公述人 今のも私御高見として承つておきますが、潤滑油になるのならいいのですが、あまり砂をたくさんやつてきしんで物が動かぬようにならぬように御留意を願いたいと思ひます。

○稲村委員長 平井君。

○平井委員 野村さんに二、三点簡単に伺いたいと思ひます。

大東亞戦争の勃発の時期に、野村先生はアメリカ大使をやられておりました。野村先生が平和論者であるというところは、すでに国民が承知をしておるところであります。日本が敗戦後におきまして、野村先生は秘密顧問官として新憲法制定に参予しておられるのであります。そのとき、無条件降伏であつたので、マッカーサー元帥から

押し付けられた憲法には一応服するが、日本が独立したならばそのときのことでないか、この吉田總理が言われたようですが、日本はすでに独立したのでありますから、この際憲法を改正するがいいかどうか、野村先生の御意見を承りたいと思ふのであります。

それから、かつて日本が三軍を有しておつたのであります。野村先生がやはり悩まれたと思ふのであります。海軍と陸軍が非常に仲が悪かつた、これはまた国民の周知のところでありま。今度の防衛庁で防衛隊といふことが、陸海空の三つの部隊がござります。今の法案では昔のようにけんかをせぬで済むかどうか。けんかをされては何にもならぬのであります。これをけんかをしないように仲よくやつて行くには、現在の法案でよろしいのかどうか。

もう一点伺ひますが、これは現在の保安隊から防衛隊に切りかえる法律であります。御承知のごとく国会は二つにわかれて、再軍備反対と再軍備賛成、今日の防衛隊を軍隊と思ふ、いや軍隊でない、この二つにわかれると思ふ。軍隊ならば憲法違反ではないか、あるいは現在の憲法の範圍においてつくつたのであるという現在の木村長官、このように意見が二つにわかれておるのであります。以上三點について野村先生の御高説をお伺ひいたしたいと思ふのであります。

○野村公述人 私はずつと前から、憲法は独立した以後は検討して、ぐあいが悪いところは修正しなければならぬというふうな思つておるのです。これはニクソンも言つておる通り、私の

聞——これはよけいな話かもしれませんがアメリカへまわつた折、自分の友人らはニクソンがわれわれの言わんとすることを言うてくれた、彼らもあやまつたというふうな思つておるのであります。

それから三軍の方は今度長官が一人であるし、その下に次官がおる。また三軍の上には幕僚の議長がおります。これもアメリカでは二年ごとに二軍の人は交代するようになっております。が、日本人はセクシヨナリズムですから、あらゆる場合に摩擦は必ず起ると思ひます。これを調節するのには国防長官が一人、次官がおる、議長がおる、そこは若干調節できるのじやないかというふうな考へております。

○平井委員 今の、自衛隊は軍隊の形になつておりますけれども、これは軍隊といえるか、また軍隊ではないと思ひますか。

○野村公述人 私はあなたの方のように政治家ではないので、物を現実的に見ておるのですが、もう警察予備隊当時から、これはアーミーのスタートだと思つておるのです。(拍手)それを憲法と結びつけるために、議会の方で非常に御苦心のことはお察ししますが……。

○稲村委員長 鈴木義男君。

○鈴木義男委員 これは討論の場所でありませんから、お伺ひだけいたしますが、議論になると長くなりますから、ただこういう機会に野村さんのような達識の士に承つておきたいと思ひます。

日本に対して侵略があるとお考えになつておるか。先ほど朝鮮半島を例にとり、あるいは仏印の問題を例にとり、日本もゆだんがでぬというよ

うに仰せられました。しかし御承知のように、朝鮮半島は南北を一つの民族で解放しようという動機から起つておる。仏印だつてフランスの征服を排除して、自分たちの独立した国をつくりたいということから起つたのであります。背後にどういふ主義があつても、少くもそういう形をとつておる。ところが日本に対してどこからか日本をどうという侵略があるか。共産主義を日本に実行しようという意味の間接侵略は、容易に想像できるのであります。直接侵略があり得るとお考えになつておるか、それを伺ひたい。

○野村公述人 私は、あるということをごとで申し上げることはできませんが、極東における兵備の状況を見、それからサンフランシスコにおける共産主義国の全権の語つたところあたりを見ると、絶対にないのだというところは申されぬというふうな思つております。今日これだけの平和を日本が保つておるゆゑは、朝鮮及びインドシナのような状態にならぬのは、やはり自由諸国の力と、反対陣営の力がバランスしておるからである、そのバランスのために平和を保つておるというふうには断言できない、またあるということも断言できない、あつた場合におればは落まぬから、できるだけのことは用意しなければならぬというふうな考へております。

○鈴木義男委員 それ以上言つて議論になりませんから略しますが、今かりにアメリカとソ連が戦つたということが起れば、当然引込まれることになるのであります。かりにそういうアメリカ

の勢力というのと離れて考える場合に、今つくような軍隊が、どの程度に役に立つとお考えになりましたか。

○野村公述人 武器は日に／＼進歩いたしますが、最新式の兵器を持つておれば軍隊の用をなさぬとも私は考へておらぬのであります。各地でいろいろなことが起り、そのところには必ずしも原子爆弾が使用されておるのではなし、それだからこれは原子爆弾に対しては力がないかもしれないが、原子爆弾を使用するといふのは非常にいろいろの事情もありましようし、力を持つておればそれだけの役をするといふふうな感じております。水素爆弾ができたからといつて、軍隊はもう持たぬでもいいのだと言へば、ソビエトとアメリカ以外の諸国は、軍備はなくてはならないということになるのであります。が、各国ともそう考へておられないのじやないか。われわれもできるだけのことをやつて、そうして国の安全をあぐまでも守らうという考へが、正當じやないかと私は思つております。

○鈴木義男委員 先ほど文官優位という言葉がありました。文官優位といふことは間違つた考へ方で、それは憲法でいわれるシヴィリアンでなければ国務大臣になれないという規定をしておるので、そういうことから来ておるのであると思ふ。あるいは御承知のように、憲法制定の途中において、衆議院はあつたことなしに通過した。参議院に行つてから極東委員会から御注文があつて、日本の軍国主義の再台頭を恐るから、世界十三国が希望して、将来日本の国政をつかさどる者は、少くも大東亞戦争などの責任者で

ない者を当てるという趣旨において、あ
あいう条項を入れたものと私は記憶す
るのであります。それはしかし憲法第
九条と平仄がよく合つておる。もし改
正するならば両方正しなければならな
い。とにかくそれは別として、今度は
政治優位ということが問題になつてお
ると思うのです。つまり軍人がかつて
にいくさをするしないということをき
めることは、きわめて危険なんです。
そこで今度の制度で行くと、内閣総理
大臣がその責任を持つことになつてい
るが、今もつぱら議論になつておるの
は、形は総理大臣がやる。昔のような
帷幄上奏権というものが、あれが日本を
誤つたものとわれわれは考へておりま
すが、それだけにはなかつた。けれど
も今の制度でも、幕僚長会議というよ
うなものが、実は国務大臣もないがし
るに、総理大臣などは、もちろんあ
らゆることを形の上でだけやることに
なつておるが、実際は幕僚長会議がや
りはせぬか、やることになることをお
それる、こういうことが議論の焦点に
なつておると思ふのであります。その
点について野村さんのお考えを承りた
いと思ひます。

○野村公述人 私は政治は優位とい
うのは当然だと思ひます。軍人でいくさ
を始めるといふようなことがあつたと
すれば、それは非常な間違いであると思
ひます。それから幕僚長で総理を強
要してやると言ひますが、あの組織で
やつたならば、幕僚長がそれだけの権
力を使つておることはできないと思ひま
す。今までは統帥部は帷幄上奏でやり
ましたけれども、総理大臣は政治の首
脳者となつておつて、今度の制度では
それは絶対にできないのじやないか。

それから大抵三人の幕僚長がある。そ
の上に議長がある。それで相当にチ
ェック・アンド・バランスもできるの
じやないかといふふうには私も考へて
るのであります。そういうところは政
治家として御心配になるのは無理のな
いことであつて、そういうところには
これからの議会方面で——日本は三権
分立で、議会の勢力というのは、アメ
リカなんかよりはるかに強いと思ひ思
つておられます。政府の執行部に総理大
臣を送つてやつておるのですから、ア
メリカの三権分立よりは、ずつとこつ
ちの議会の方が強いのであります。そ
ういふことは主権在民でやれるのじや
ないですか。

○稲村委員長 下川君。

○下川委員 野村さんに二、三お伺い
します。先ほど野村さんは、アメリカ
軍が安心して撤退するのには十年かか
るといふことをおつしやつた。そうす
るとその根拠をひとつお伺ひしたいの
です。というのは、よく木村長官が、み
ずからの手でみずから守るというこ
とをおつしやつておられます。みずから
の手でみずから守る、現在はアメリカ
力の協力なくして守れないけれども、
やがてはそういう軍隊をつくる、そう
いう軍備をするといふことを言外に現
わしておる。従つて野村さんの言う十
年後の日本がどういふ軍備をしよう
とするのか、あるいはどういふ想定のも
とに十年後は安心してアメリカ軍が撤
退できるというのか、その根拠をひと
つお教え願ひたいと思ひます。

が許さぬのであります。それだから十
年後にかなりの海軍もでき、かなりの
空軍もでき、そうして相当の人ができ
て来れば、アメリカ軍も引けるように
なるのじやないか。今のところは、ア
メリカはやはり極東における反対プロ
ットの兵力を見て、いろいろあんないし
ておるのであらうと思ふ。そういうこ
とから、十年後になつたら日本がひと
りで守れるとは思つておるのじ
やないのではありません。十年ぐらいた
てば、若干空軍もでき、若干海軍も日
本の交通線を保護するような力を持つ
ようになり、彼らも安心して引けると
いふことを申したかどうか知りません
が、引けるような状態になるのじやな
いか。非常に努力しても相当の歳月を
要するといふことを申し上げたわけ
であります。

○下川委員 今のお話を聞いておる
と、具体的な根拠はなくて、いわゆる
想像から言われておると思ひます。そ
うなると結局問題は、ただ軍備だけの
問題をとり上げて言つておられるよう
であります。御承知の通り、それには
日本の経済事情が伴うし、同時にまた
思想的な問題が伴つて来るのでありま
す。たとえば各国の賠償の問題もまだ
片づいておらない。あるいは貿易が非
常に不振である。東南アジアとの貿易
関係も、同じ民族関係でありながら、
不振であるといふような根拠に立つて
みますと、やはり軍備を裏づける場合
はおのずから経済的条件が備わらなけ
ればならぬ。そういう経済的な条件を
無視して軍備といふものは私はできな
いと思ふ。そういう問題をどのように
お考えになつておるのか。その
点軍備と経済の問題について、やはり

相当これは問題でございますので、何
か御意見があつたらお伺ひしておき
たいと思ひます。

○野村公述人 お説はよくわかりま
す。経済の問題、それから思想問題が
非常に大切だといふことは、よくわか
ります。

○下川委員 きようは討論でないの
で、そう聞きただしません。もう一
つは、先ほど栗山さんが話されたヒロ
イズムの問題、この問題はやはり今後
非常に重要な問題だと思ひます。とい
ふことは、日本の青年諸君に対するい
ろいろな指導の面が目撃がない。これ
はインド支那戦争にも関連がありま
すけれども、やはり思想的な立場からい
ろいろ批判がございまして。しか
し、御承知の通り、民族の独立ある
いは自由を求める戦いでございまして、
これは共産党が指導しているのだとい
ういわゆる反共の立場でこれを抑えよ
うとしておる。しかしその根本的な推
移を見て参りますと、あの奴隷を解放
して行くといふ根拠から問題が發展し
て来ておる。そうなつて来ると、日本
にたとへば自衛隊が生れても、自衛隊
それ自体に、ほんとうに日本の独立を
守る、あるいは日本の自由を守るとい
う根拠に立つた、いわゆる真実とか真
理にうがつた一つの目標がなければ、
そういう勇敢なヒロイズムは出て来な
いと思ふ。野村さんは戦時中に、海軍
あるいは外交等々において指導者とし
てお働きになつたでございましてよう
けれども、私はアメリカのヒロイズム
と現在の日本の青年諸君のヒロイズム
とは非常に相違して来ると思ふ。今日
の日本は、見方によつていろいろ相違
して来ますけれども、はたして日本が

独立している情勢にあるかどうか、
あるいは独立的な立場に立つての自衛
隊の創設とか、あるいはまたいゝんな
問題からものを言われておるのか、そ
ういふ点について私たちが非常に疑問に
思つておるのです。ほんとうの自由、
ほんとうの独立は一体それが目標なの
か。いわゆるアメリカニズムのそのい
う形においての独立、あるいは平和、
あるいは自由といふ考え方では問題を発
展する場合と、ほんとうの自主的な、
何らの鎖もない、ひもつきでない民族
の自由や独立を求める場合と、幾通り
もあると思ふのです。そういう目標を
見きわめずして青年にヒロイズムを強
要することは、私は非常な間違いだと思
ふのです。野村さんの見解をひと
つお聞きしておきたいと思ひます。

○野村公述人 今の御質問に對して
は、私はここで答へする立場じやな
いと思ひますが、私の言う勇敢なる国
民といふのは、子供がおぼれておる、
それを君子危うきに近寄らずで救ひも
しない——そういうことを身を挺して
やるというふうな気分が国民の中に盛
んになつて来る、すなわち気概のある国
民といふことを申したのであります。

○稲村委員長 辻君。

○辻(政)委員 私は二十二年、上海
の公園で爆弾を受けて野村さんが倒れ
たときに、その壇の下におりまして犯
人をつかまえた者でございまして。(笑
声、拍手)二十二年ぶりでお目にかか
りまして非常につかしく感じました
が、その大先輩から民族の前途を憂え
られる御意見を拝聴いたしました。非
常に感激したのであります。その大先
輩に對しまして、まことに小さな問題

でございますが、一点お伺いいたした

それは教育の問題であります。御承知の通り陸軍の教育は陸軍監部でやり、これは相当大規模な機構を持つており、これは海軍はたしか海軍省に教育局があつて、これもまたかなりの規模を持つておつたと考へるのであります。今度の案におきましては内局に教育局をつくり、これが教育の基本に關する計画をやり、また統合幕僚會議におきましては、いわゆる三つの自衛隊の統合訓練に關する計画を立案する。それとは別個に陸上、海上、航空幕僚監部におきましては、本然の教育をやる。こういうふうになつておりまして、教育の担当部面が屋上屋を架す、内局と統幕と各幕僚監部というので、私は内局に教育局をつくるのが間違ひではなからうかと思ふ。置くことすれば統合幕僚會議において三自衛隊の総合訓練の基本計画を示し、それに基づいて実施の細部をあげて各幕僚監部にまかすのがいいのではないかと考へるのであります。小さな問題で恐縮でありますが、この点についてひとつお伺いいたします。

○野村公述人 今の御質問はちよつとお答えはよいいたしましたせんが、陸軍は教育局と陸軍省と参謀本部との三つにわかれておる。海軍の方は軍制としたしまして、海軍大臣のもとに教育局を置いて兵学校等がある。それはみな行政をやるだけでありまして、大体みな校長がやるのであります。基本方針と申しますけれども、予算を分配するとかいふようなことをやるのであります。大体学校でいへばの研究項目をきめてやつておるのであります。兵学

校は兵学校でよろしい。そうして校長には相当の人材が行つておるのであります。基本計画というよりは予算をやるとか、それから行政事務を教育局がやつておつた。慣習、秩序いへば、注文もありましようが、大体みな学校でやつておつたのであります。

○辻(政)委員 たいだいの話によりまして、内局でやる仕事は教育の行政に關する事項と解してよからうと思ひますが、従来このことは以前の保安局でやつておつたのであります。それを今度新しく教育局をつくらうということになつております。その必要がないように考へられるのでありますが、いかがでございますか。ちよつと小さい問題で恐縮でございますが……

○野村公述人 なか／＼むずかしい問題で、小さいとおつしやるけれども、ちよつと即答をよいいたしませんけれども……

○稲村委員長 中村君。

○中村(高)委員 先ほど野村さんの御意見の中に、自分の国を自分で守ることとは当然であるという御趣旨から、今度の自衛隊法というふうなものだんだん急角度に転換をして来ておるということに對して賛意を表されたやうでございます。おそろく将来はアメリカの駐留軍に歸つてもらつて、日本自身の力で守るのだという御趣旨のやうであります。が、今すぐにとりかかつて十年かかると言はれる構想のやうであります。おそろく今の足りないという御意見だと存じます。現在御承知の通り、保安隊などが大体十一万くらいのものであります。今度この自衛隊法が通過をいたしますと約十五万、防衛関係全部では十六万くらいになるやう

であります。この程度では自衛の目的を達するのには足りないという御意見と存じます。が、これから十年間くらい一生懸命馬力をかけて日本が自衛の力を充実させることについては一体どのくらいの構想をお考へになつたことがあります。われ／＼も政府の増進計画といふものについてたび／＼質問をいたしておるのであります。政府は、防衛隊という形で漸増して行つてという、言葉は常に述べておられますが、それならば、たとえば陸は何十万、海においては何百トンとか、あるいは空においてはどのくらいの飛行機を要するのとかいふようなことを、ときに発表に近いような形で漏らしたこともありますけれども、これはわれ／＼にはちよつとわからぬのであります。専門家であります野村さんが十年たつたら相当なものができるであらうというその構想は、どんなふうな内容をお考へになつておられますか、伺えればけっこうだと存じます。

○野村公述人 陸上部隊は数ばかりが問題ではなくて、移動力、まあ今までの軍隊と非常に形がかわつて来るんじゃないか。先ほども申したやうに、移動力が大きければ、二十万の軍隊が五十万の働きもできるのではないかと、いふに想像しておるのです。私の頭の方に、船はフリゲートといふ小さい船が十八隻ある。日本は今食糧、油、その他において、どうしても欠くべからざるものとして二千五、六百万トンから自由諸国から輸入しておるのであります。が、人口がふえて来るのですから、これはふえる一方でしょう。やがては三千万トンにもなる。これを必要に応じ

ては潜水艦の攻撃あるいは飛行機の攻撃に對して守つてやるという態勢を整えなければならぬと思つておるのであります。そういう点から、海軍も、大きな戦艦といふようなことは夢にも考へておりませんが、駆逐艦とかあるいは飛行機を運ぶ小さい航空母艦とかいふものを持つて、潜水艦に對し、あるいは向うから来る飛行機に對して戦わなければならぬ。これは今までの四年間かかつてやうやく今の海上警備隊ができておる現状にかんがみて、ずつと前から十年と言つておつたのですけれども、もう四年たつて、あと六年、それではまだなか／＼むずかしいのではないか。去年予算は通つて、駆逐艦をこしらへると言つたけれども、計画ができずして、その予算がそのまゝ今年に繰越されて、一つも起工もしておらぬという状況でございます。

それから飛行機の方は、一時は日本の飛行機もえらかつたけれども、このごろの飛行機は非常に発達して来て、最近守屋という東京大学教授の各國をまわつてのお話なんか聞いてみると、これを各國のレベルまで持つて行くにはどうしたらいいか、一つの工場を見ると、自分が神経衰弱になるといふことを言つておられたですが、そのくらい遅れておるのであります。今飛んでおる飛行機なんといふものは一つもファイティング・ヴァリヤーはないといふことを、ウェーランド大將は言つておられますが、今空に對しては何らの防禦がないと言つていいのであります。これからジェット機あたりでだんだん少しづついいことを始め、飛行機をこしらへるにしても、そう高い飛行

機を平時にたくさんこしらへることはできない。たとえばイギリスが八百の戦艦機でもつてヒトラーの侵入を防いだといふこともあり、人を養成して、必要に応じて飛行機をすぐふやすといふようなことを考へてみましても、これから着手しても十年くらいかかるのではないかと、いふ大ざつぱな話です。これは海空の方は今のところ何もありません。技術が進歩しておりますから、電気工学の知識も非常に進んで、人材も養成しなければならぬ。軍服を着せて、そうして連隊長をこしらえて、親兵式をやるのとは大分違ふのじゃないか。日本の空を守る空軍、海上からたくさんなものを輸入する日本の交通線を守るための海軍、日露戦争ころの海軍といへば二十五、六万トン、飛行機の千機、二千機くらい、ほんとうに必要があれば、三千機にもして、その要員を養成するといふことを考へれば、どうしても十年くらいかかるのではないか。最後の努力をして十年かかる。これはあらゆる点においてなか／＼そうは行かぬと私は思ふ。それはマツカサーの日本非武装化が徹底的に行われ、銃砲なんかもどん／＼進歩している、そして銃砲はレーザーで撃つといふやうになつておりますから、非常に努力して、少しづつこしらえて行つても、予算を離れて考へても、現状から見ても、私は十年を要するのではないか。それだからあまりのんきにやつておつたんではないか。たつてもできない、一つもできないといふことになるのではないかと、いふことを考へるのであります。

○稲村委員長 他に御質疑はありません。

んか。御質疑があれば、午前の会議はこの程度にいたします。

午後零時七分休憩

午後一時二十七分開議

○稻村委員長 休憩前に引続き会議を開きます。

午後の会議に御出席の公述人は田畑忍君及び佐瀬市太郎君であります。

公述人の方々に一言ごあいさつ申し上げますが、雨の中を御出席くださいましてありがとうございます。まず田畑忍君より御意見の御開陳をお願いいたします。田畑忍君。

○田畑公述人 私は田畑忍でございます。防衛庁設置法案と自衛隊法案につきまして愚見を述べようという招請によりまして、当委員会に参つた次第であります。以下この二法案に対する私の見解を率直に申し述べることにしたしたいと思います。

最初に私の考えの結論を申し上げますと、この二つの法案は、いずれもともに日本国憲法第九條等に違反する法規を内含しておりますから、国会でこれを否決していただきたいと申し上げたいのであります。わが国には憲法違反というものを何でもないことのように平気で考える傾向がかなりあるようにありますが、申すまでもなくこれはすこぶる危険なことであり悪いことであります。なぜかと申しますと、憲法違反でありますとか、あるいは憲法軽視ということとは、日本の国をみずから軽んずることであり、従つて外国からも軽んぜられる結果を招き、国を大きくそこなうことになるからであります。憲法違反には罰則というものがございせんから、違反何ものぞとてそぶく政治家があるならば、その政治家は政治家としても値打ちのないものであると私は考えるものであります。とにかく私は憲法の法的内容を持った防衛庁設置法案と自衛隊法案とは、ともに国会において否定されるべきものであると考えるものであります。

そこでこの二つの法案の違憲の点はいかなる点であるかということに指摘することがポイントであり、それを明らかにする必要がありますあるわけであり、そしてその点を明らかにするためには、この二つの法案をその母体と考えられる現行の保安庁法と比較検討する方法をとるのが便宜かと存じます。い、さらにさかのぼつて、保安庁法の前身であります警察予備隊令と比較検討することが必要であろうかと思ふのであります。すなわち今日国会に提案中の防衛庁設置法案と自衛隊法案は、ある意味では警察予備隊令から発足しているものであるからであります。しかし私はそれらのものをある人々の言つておられますように、法的に同質のものとは考えないのであります。またそのように考えるべきではないと思ふのであります。それは警察予備隊令それ自体は、憲法に對しての違反性を持つものではない、また保安庁法といふこともいまだ十分に憲法違反性を持つものではないのかかわらず、今度のこの二つの法案といふものは、すでに明白に憲法に對する違反性をそれ自身において十分に持つておるからであります。

順序として、まず警察予備隊令から話を進めて行くことにいたしたいと思ひます。警察予備隊令は、御承知のとく占領中の昭和二十五年の制定にかゝるものでありまして、平和条約並びに安條約の締結前に制定されたものでございまして。言うまでもなくこの政令によりまして警察予備隊が設置されたのであります。それはマ政権の指令によるものであるといわれておりまして、警察予備隊令はその第一条に、「この政令は、わが国の平和と秩序を維持し、公共の福祉を保障するのに必要な限度内で、国家地方警察及び自治体警察の警察力を補うため警察予備隊を設け、その組織等に関し規定することを目的とする。」このように定めておりますが、これによつて明らかなく、そうしてまた同第三条に、「警察予備隊は、治安維持のため特別の必要がある場合において、内閣総理大臣の命を受け行動するものとする。」「警察予備隊の活動は、警察の任務の範囲に限られるべきものであつて、いやくも日本国憲法の保障する個人の自由及び権利の干渉にわたる等その権能を濫用することとなつてはならない。」と定めておることによりましてさらに明らかにすることが、法制的には警察予備隊といふものを普通の警察力を補うための特別の警察機関、治安機関として設定したものであります。従つて法的には、それは軍隊として設定されたものではございせん。これを政治的に、軍隊として設定したものと言つてしまふことは、そのように主張した人もかなりありますが、法的考察を欠いたものであることはもちろん、政治的にも不十分な見解であることを免れないと思ふのであります。これを要するに警察予備隊令は憲法違反の政令ではなく、また警察予備隊は軍隊らしき裝備や部隊組織を有しておるにもかかわ

らず、法上の存在としては、いまだ憲法違反の国家機関ではなかつたのであります。ただこれを制定し、また設定した政府の意図は、これを将来の軍隊の萌芽たらしめようとするものであつたことが推測されるのであります。もしもそうであるとするならば、警察予備隊はすでに憲法第九條第二項のいふゆる「その他の戦力」たるべきものであつて、同条項に對する違反の存在であつたと申さなければならぬのであります。またたといこのような意図が政府になかつたといはしても、必要なる場合にはこれを自衛戦争に用いようとしていたことは、国会での政府のたび／＼の説明などによりまして明らかであります。それゆゑに法制度の上では、いまだ違憲の存在ではなかつた警察予備隊といふものが、政策的には最初から「その他の戦力」の一つとしてすでに違憲の存在であつたことが否定されがたいのであります。しかし前述によつてきわめて明らかでないに、警察予備隊令そのものは違憲性を帯びていないものと断じてよろしいのであります。

ところがその後昭和二十六年になりまして、平和条約と安條約が締結せらるるに至りました。しかしこの両条約が日本の再軍備を義務づけていないことは法理上明白であります。しかるに政府はこれをこのごとく利用いたしましたして、その軍隊化の方向を決定いたしましたして、かくして警察予備隊令を廢して保安庁法を制定し、保安隊等を設置して今日に至つたわけでありす。しかし保安庁法はいまだ十分に憲法違反の法律ではなく、保安隊もまた法的には十分に違憲の存在ではなかつたと言つてよろしいと思ふのであります。

す。保安隊等の法的性格につきましまして、保安庁法には左のごとく規定されております。すなわち同法第四條は、「保安庁は、わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動する部隊を管理し、運営し、及びこれに關する事務を行い、あわせて海上における警備救難の事務を行うことを任務とする。」このように定めてあります。すなわち保安庁法第四條によりまして明らかになつて、それは警察予備隊令と違つて、もはや特殊の警察であるといふことの明文を避けております。そうして平和と秩序の維持と人命及び財産の保護を目的とする実力的部隊を設置すると規定することによりまして、特殊の警察性のニュアンスを残しながら、しかもそこには特殊の軍隊性のニュアンスをも含ませておることが察知せられるわけでありす。けれども、政府はその設置の国会説明の中では、これらの部隊が間接侵略に對してのみ備えられるものであるといふことを繰返して述べたのであります。すなわち保安庁法は、形式的にはそれが憲法九條の規定に違反するものでないとする建前をとつておつたわけでありまして、今引用いたしました条文にもその建前が示されておるわけでありす。でありますからして、その限りにおいては、それはいまだ十分に軍備の設定であることはできないと私は思ふのであります。しかしながら保安庁法第五條では、保安庁のこのやうな部隊、警備隊につきまして規定しております。保安隊等の軍隊的ニュアンスをいまだ濃厚に示しておるものであります。すなわち同法同條は次の

隊的であり、軍備的であり、従つて争を目的とするものであります。こゝは、自衛隊法案第六章第七十六条の規定がさらにこれを明瞭に示しておる思ふのであります。ここには次のように書かれております。「内閣総理大臣は、外部からの武力攻撃（外部から武力攻撃のおそれのある場合を含む）に際して、わが国を防衛するため必必要があると認める場合には、国会の承認（衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会による参議院の承認。以下本項及び本項において同じ。）を得て、自衛隊の全部又は一部の片動を命ずることができらる。」また同条の二項及び三項と同七十七条はそれに関連しまして、緊急の場合における内閣総理大臣の緊急の出動権等について定めております。また同第七十八條以下におきましては、自衛隊の治安的権限について定めております。それから第八十二条におきましては、海上における警備活動については、第八十三条におきましては、災害派遣について、第八十四条におきましては、領空侵犯に対する措置について等の規定を設けているのであります。でありますからともはやこのような自衛隊が軍隊でないと言うことは断じてできませんものではございません。まさに世評のごとく、自衛隊はM.S.A.防衛協定によつて生れるべきM.S.A.的軍隊であり、アメリカ製の軍隊であると言われねばならないことになるわけであります。かつての皇軍というようなものではございません。

次に、防衛庁設置法案を検討いたしまして同じことが見られます。すなわちわれわれ防衛庁設置法案第四条は「防衛庁

は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事務を行うことを任務とする。」と定めております。また同第五條におきましては二十二の権限を列記しておる中に「直接侵略及び間接侵略に對しわが国を防衛し、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため行動すること」とうたつております。そして同第七條によりますと、その全職員十六万四千五百三十八人、そのうち自衛官十五万二千五百十五人ということになつております。またその第二十五條以下に統合幕僚會議について規定を設けております。さらに四十二條と四十三條に、國防會議について規定をいたしております。すなわち、第四十二條には「内閣に、國防會議を置く。」と定め、内閣總理大臣は、「國防の基本方針、二、防衛計画の大綱、三、前号の計画に關連する産業等の調整計画の大綱、四、防衛出動の可否、五、その他内閣總理大臣が必要と認める國防に關する重要事項について、國防會議に諮らなければならぬ。」このように規定をいたしております。このように國防をいい、防衛といい、自衛といい、すべて武力による國權の防衛は明らかに軍備であります。明らかに戦争を予定するものであります。すなわち、この二つの法律案の定める防衛庁、自衛隊の軍備的性格はきわめて明らかであると思ふべきではないのであります。

定にただちに違反するところの違憲的存在であることは言をまたないところであります。でありますから、かような違憲の法律と、違憲の法律によつてできるであろう國家機關が、MSA防衛協定第九條第二項の規定にふさわしく、第九條第二項の規定に申しますのは、御承知のごとく「この協定は、各政府がそれぞれ自國の憲法上の規定に従つて実施するものとする。」といふのであります。その規定にふさわしく自國の憲法上の規定に従つて実施されるなどと考えすることはできるものではないと思ふ。むしろこれによつて「自國の憲法上の規定」、憲法第九條の規定が問題になつて来るわけであります。問題になつて来ると思ふのは、すなわちMSAという外國の法律による軍事援助の受理に基く防衛協定によつて、自國の根本法である憲法がゆすぶられることになつて来るといふことであります。現に防衛庁設置法案と自衛隊法案を政府が用意したといふこととそれ自身が、すでに憲法の蹂躪であります。そうしてこの蹂躪に基いて憲法改悪の動きと、憲法九條解釈變更の計画が次第に露骨になつて来ることにによりまして、このことは如実に示されておるところであります。日本國憲法九條は、御承知のように、一切の戦争を永久に放棄してあります。また國際紛争解決の手段としての武力威嚇及び武力行使を同じく永久に放棄したてであります。しかし軍備と軍備以外の「その他の戦力」を否定し、さらにまた交戦權をも否認しているものであります。が、この第九條の規定が今やMSAという外國の法律をもとにししてゆすりながら来ておるわけであります。こ

れは日本國と日本國民にとりまして決してよいことではありません。いな、突に困つたことではありませぬ。ない、ある人たちは憲法のために國があるのではない、國のために憲法があるのではない、既成の政治事實がやまになるような憲法をかえねばならぬ、このように申し出ておられますが、しかしそれはどうほうに都合のいいように刑法をかえろという議論とまったく同じであります。言うまでもなく法律は事實をただすために存在する國家の規則であります。また憲法はこの法律とそれから事實、この事實をただすために設けられているところの國家の最高の法規範であります。でありますから、憲法に合うように法律と事實とをただすべきであります。憲法を悪い事實に合すように曲げてはならないのであります。すなわち本末を転倒してはならないといふことになるわけであります。ところが、ある人たちはみずからの利益のためにこの価値を転倒して、憲法を無視し、あるいは憲法を蹂躪し、あるいは憲法を改悪し、あるいは憲法の正しい解釈を政策的に変更しようとするのであります。しかし、かくのごとくすることによつて國が榮え、人民が幸福になつたためしは歴史的にもありません。理論的にもあるはずがありません。憲法を正しく守ることは、すなわち國を守ることであり、國民を守ることであります。しかし憲法を無視して三軍よりなる自衛隊を今度の二つの法律によりましてつくつてみましても、自衛隊によりまして國と國民を守り得られるものではない、断じてございませぬ。むしろ結果はその逆になつてしまふであらうと思はれるのであります。なるほど保安隊

を自衛隊に發展させることによつて、これを正式な軍隊にすることにによりまして、利益を得る人々があることは事實であります。それらの人々は、MSA協定やこの再軍備二法案を推進し、またこれに賛成されております。しかしそのような利益というものは軍需資本家とか、それに關係のある一部資本家とか、またそれに連なるきわめて少數の人々の、しかも限られた時間内での利益にすぎないのであります。これに反して、大部分の人々は、それによつて何らの利益を受けるものではないと思ふ。過去においてもそうでありましたが、軍隊によつて、軍備によつて國や國民が守れるといふことは、今日では特に一つのあわれむべき迷信にすぎないと思ひます。のみならず、大部分の人々は、それによつて害を受けることになつただけであります。第一、税金が必ず高くなるで参ります。第二に、國民の生活を善美にするための教育や文化的な施設や経済的な施設に國費を使うことができなくなつて参ります。現に、すでに社會保障費が削減せられ、教育費や文化關係の費目が削られておるといふ事実はあります。治山治水などに思ひ切つて金を使えなくなりまして、その結果、國民は貧乏と自然の侵略にさらされて、いよいよその生活がみじめになり不幸になつて参らざるを得ません。

また自衛隊は名称はとにかく、実は軍隊でありますから、この軍隊ができれば、いまだ民主化されてない日本におきましては、かつてのように軍官國民というような級階制ができ上つて、國民は再び軍閥の奴隸的地位に置かれることにならざるを得ないだらうと思はれます。そして軍人にあらざる人々にあらずといふことにもなり、人間の値打は馬以下、兵器以下といふことになり、人権も民主主義も何もかもが吹き飛んでしまふであらうと思ふ。そして軍隊ができれば、その軍隊の有する戦車も大砲も、戦争道具として足らないのかかわらず、必ず戦争に巻き込まれるといふことになつて、原爆、水爆を落されることにもなり、この小さな日本はたちまち滅亡の運命に逢着せざるを得ないことになるであらうと思ふ。この場合、國民の全滅は救いようもないければ、防止のしようもないと原子學者たちは言つております。とにかく、原爆、水爆の時代、放射線戦争の時代におきまして、小さな国防軍は、金だけのかかつて、少くともナンセンスな存在であるほかはないのであります。いな、大きな国防軍をつくるので済めばよいけれども、遠藤さんが言われているように、百害あつて一利ないものでしかなくなるであらうと思ふ。これは世界の識者が、たとえばイギリスのラッセルが、またアメリカの原子學者のオッペンハイマーなどがつとに警告しておるところであります。また今日ではアメリカの全軍勢力を集中しても、いざ戦争といふことになれば、その場合には、この水爆禍から日本を守ることはとてもできるものではない。たとへば中国やシベリヤに水爆が落ちてても放射能を含んだ灰の洗礼を日本が受けざるを得ない、それによつてだけでも亡滅するといふことが、すでに日本の科學者の常識になつておるのであります。とにかく今日は陸海空

軍その他の戦力が国防の意味と力を失つてしまつておる時代であるということとを認識することが必要であります。すべての国々がもはや軍備と戦争を放棄すべき時代が来ておるのであります。カントが言つたように、その時代が来ております。そこで日本は幣原さんの卓見に基いてその先がけとなつて憲法に平和規定を掲げて軍備と戦争を放棄したのであります。かくのごとき平和憲法をつくられた日本が再軍備をあらへてすることはどうかでございませう。郷土軍であるとかいうものをつくりまして、この水爆の時代に竹やりだけの値打すらもないのであります。ソ連や中国を恐れるのあまり、ちやうど火事の際にバケツを一つ持つてあわてていくというような状態が、今日の日本の再軍備のありさまではないか、このように言えるであらうと思ふのであります。

また再軍備論者の中には、とにかくMSAでも何でももらえればもつた方が得なんだ、そして日本軍ができてしまえば、アメリカ駐留軍がやがては引揚げるだらうというふうに、甘く考へていられる人があるやうであります。むしろ事實はその反対であつて、かえつてアメリカ軍とその基地が強化されるに至ることが必至であると思ふのであります。このことはMSA防衛協定九条一項を見れば明らかであります。すなわち九条一項には「この協定のいかなる規定も、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約又は同条約に基いて締結された取極をなんら改変するものと解してはならない」と明記されておるのであります。そのほかさういふ

義務が課せられております。かくのごとくでありますから、独立国の独立軍というものをアメリカが絶対に許さないうこととは、少しも戦術、戦略といふことを考へるならば、突にはつきりとおかしく思ふのであります。日本のかつてのミリタリストたちはアメリカを甘く考へて、太平洋戦争に大敗して来たのであります。今、アメリカを甘く考へておるといふことを私はむしろふしぎに思ふのであります。私はこのことを特に日本の再軍備論者たちに警告したいのであります。再軍備が憲法違反であると同時に、日本にとりまして非常な不利益であるといふことは、今申し述べて来たごとくであります。

そこでこの再軍備を義務づけるMSA防衛協定の承認に反対し、また再軍備のための立法措置であるところの防衛庁設置法案と自衛隊法案とに断固として反対することが刻下の急務であると思ふのであります。イデオロギーの相違であるとか、政党政派の違いであるとか、人生觀、世界觀の相違であるとかいふことに拘泥することではなくして、この二つの法案に反対することが国民の崇高なる責務であると思ふのであります。そしてみづからの利害を超越し、勇氣を振つて、今日設置されようとしておるところの自衛隊を、軍事的な性質の國家機關から災害保安隊に切りかえるやうに、努力していただきたいと思ふのであります。私は日本国と日本国民の将来の繁榮と人類の幸福のために、このことを特に国会議員の皆様にお願ひ申し上げたいのであります。

○稻村委員長 以上をもつて田畑公述人の公述は終了いたしました。御質疑があらますればどうぞ。

○辻(政)委員 ただいま田畑さんから国民の反対を無視してMSAを承認したとお述べになりましたが、その国民の反対といふのは、国民大部の反対といふのか、一部の反対といふ意味ですか、それを伺いたいと思ひます。

○田畑公述人 私は国民の大部分が反対しておると思ふのであります。

○辻(政)委員 国民の大部分といふのは、どういふ形式でもつて判断されたか。少くも衆議院を通過したといふことは、国民の代表たる国会議員の多数によつてそれが通過したことではないか。學者ともあるやうなあなたが、学生じやあるまいし、今の言葉は少し無責任じやありませんか。

○田畑公述人 それは見解の相違でありまして、一応辻さんのおっしゃつたやうに、形式的には衆議院でこれが通過すれば、国民の大部分が賛成しておるということが言えるであらうと思ふのであります。そのことは認めます。しかしそれだけでもつて国民の全体が賛成しておるやうに言ひかえることはできません。實質的な考察をすればそのやうに私は言えないと思ふ。両方見なければならぬと思ふのです。

○辻(政)委員 私は断じて国民の全部と言ひません。国民の大多数が国会という形式を通じて承認したものと認むべきであります。あなたはその形式を無視して、衆議院の多数をもつて通過した法案を、国民の大多数が反対しておると言う。その理論的な根拠を承りたい。

○田畑公述人 私はそのように確信しております。

ておるのであります。形式はともかくとして、形式は一応認めておりながら、しかも国民の大部分はそれを承認していない、このように確信いたしました。

○辻(政)委員 あなたは議會政治を否認されませんか。

○田畑公述人 議會政治は否認いたしません。

○辻(政)委員 国民の意思は議會を通じて述べられるのであります。しかもその議會において多数をもつて通過したものは、国民の大多数の意見と見なければならぬじやありませんか。

○田畑公述人 それは一応そう見なければならぬのであります。それだけに限定して考へるということとは、あまりに形式的であり、それはあまりに實質を見ない考へ方だと思ひます。そのやうに考へることは議會政治を否定するといふことにはならないのであります。

○辻(政)委員 それでは次の問題、守ることは生きる手段であると私は考へるのであります。動物も植物も自己の生命を守るといふ努力によつて生きておる。しかるに自衛を否定されるあなたは、人間だけ、日本人だけにその真理を無視されるのかどうか。

○田畑公述人 私は自衛を否定しておるのではありませんが、ただ軍隊による自衛を、日本憲法が否定しておるがゆゑに、憲法に従つて否定しておるのです。あなたは憲法を否定されるのですか、そうじやないでしよう。現在の憲法のもとに立つて言うておるのであります。

○辻(政)委員 現在の憲法はあなたは先

ほど幣原さんの卓見によつて戦争を放棄したといふやうにお話になつておりますが、あなたも御承知の通り、占領政策の方針として相当な圧力をかけられてつくられた憲法と私は見ておるのであります。これは何人も否定しない。そうすれば、その強制された非民主的方法によつてつくられた國家の根本法、形式的には基本法であります。本質的にはそうじやない。それをわれわれの手で――あなたは改悪をおつしやいます。改善したらどうかと思ふのであります。

○田畑公述人 占領軍の圧力と申されましたが、この平和規定につきましては、これはマッカーサー元帥の考へ方から出ておるものじやありません。幣原さんの考へから出られたものであつて、幣原さんの意見にマッカーサー元帥が従つた。その意味で私は幣原さんが突に偉かつたと思ふのであります。それが一つ。

それから占領中にできた憲法であるから日本のつくつた憲法でないと言われることは、私は承服できません。占領中といへども日本には議會があり、その議會においてもしも反対するならばこの憲法といふものは成立しなかつたはずであります。議會の大多数が賛成したのです。あなたはそれを承認なさらないのですか。議會がこれをつくつたと考へてよい。さらにこれは天皇の勅命でもつてこの改正案が議會にかけられた。この事實をあなたは否定されませんか。これは天皇の欽定憲法としてできた憲法です。これを否定されるといふことは断じて承服できません。

○辻(政)委員 今の言葉を聞いて非常に安心しました。あの憲法は国会の多

数によつて通つたのである。私個人は憲法を改めてこれをやろうとするのです。しかしあなたは憲法に関する限りは議會が多数で通したからいいといつて、今度はMSAに關しては、議會が多数で通しても、それは形式であるとおつしやる。それは自己矛盾である。

○田畑公述人 そうじやないのです。それは憲法に従つて議會がその決定をしなればならない。議會はいかに多数で決定することができるとになつておりました。憲法に反して多数でもつて決定することは許されてはいない。このことが一番大事な点です。あなたはこれを理解されておらない。これは民主主義であるかそうでないかのわかれ道です。いかに國民が主権者といえども、憲法に従わなければならぬ。憲法に従つてきめなければならぬ。憲法に反してMSA協定に賛成するといふことは、憲法違反なんです。多数の力をもつてする暴力以外の何ものでもない。こゝう言う以外にないのです。

○辻(政)委員 今日の憲法は、あれは平和を愛好する諸國の公正と信義に信頼をしてやつたのです。李承晩ラインとか東支那海の問題、あなたはあれをごらんになつたらすぐわかります。守る力のないものは生きる権利がないといふことがよくわかります。それをごらんにならないで、教壇の上からただ理論的におつしやるということは実情を無視されたものであります。

○田畑公述人 李承晩ラインのことも承知しておりますが、あの問題は軍備の力によつて解決するよりも、憲法に従つて、軍備の力によらないで解決す

べきものであります。憲法はそれを命じておる。それができないことはありません。政治の力、外交の力によつてできることなんです。それをしようとしてしないで軍備の力にまづかうことは間違ひだと思ひます。ある人たちは日本は自衛する価値がないから今軍備が必要でないとつておりますが、私はその説には反対なんです。日本は自衛されなければならぬ。りつばな國なんです。ただ自衛の方法なんです。この自衛の方法は、今日の時代は軍隊によつてはできないのです。水爆が一発、二発、三発、四発ぐらい落ちて、日本が軍備がありまして守れますか。あなたは守れると思つておる。ピキニの灰の問題でも、これだけのセンセーションを起しておる。中国に一発この水爆が落ちただけでも、それによつてこの灰が日本に降つて来る。それによつてどれだけの危害を日本は受けるかわからない。いわんや直接日本に水爆が四、五発落ちればおしまひです。これで日本が自衛軍で守れるとあなたはほんとうに思つておるのですか。真剣に日本のことを愛していただきたい。日本を憂えていただきたい。

○辻(政)委員 あなた以上に真剣に考へておるのです。

○田畑公述人 あなた以上にというのはどういふことですか。——あなた以上にいうことはどういふことですか。

○辻(政)委員 私の言うことを聞いてからにしてください。

○田畑公述人 いや、私はあなた以上にいうことは承服できません。

○田畑公述人 いや、あなた以上にいうことは賛成できません。

○稲村委員長 私語をやめてください。

○辻(政)委員 討論ではありません。

○田畑公述人 「人を呼んで失礼だ」と呼ぶ者あり。

○田畑公述人 あなた以上にいうことは失礼ですよ。

○辻(政)委員 だから、私の言うことを聞いてからおつしやつてください。

○田畑公述人 いや、聞かなくてもそれは取消してください。『小さいことだ』と呼ぶ者あり。あなた以上にいうことは小さいことじやないのです。断じて小さいことじやない。あなた以上にいうことは何事ですか。

○辻(政)委員 人の言うことを聞いてからにしてください。

○田畑公述人 いや、その前に取消してください。

○辻(政)委員 私は國家を守るためにやつております。

○田畑公述人 私も國家を守るためにやつております。

○稲村委員長 お互いに私語は禁じます。

○辻(政)委員 現状認識においては、私はあなた以上にいうのです。

○稲村委員長 辻君、私語を禁じます。

○田畑公述人 あなた以上に言われるなら私は答へられない。

○辻(政)委員 現状認識においてはお……。

○稲村委員長 私語を禁じます。

○田畑公述人 断じて承服できない。

○稲村委員長 両方とも委員長を通じて発言してください。

○田畑公述人 委員長に申し上げます。一人ばかりに発言させないで、ほかの方も質問したいと思つていらつしやるのですから、そう願ひます。

○稲村委員長 大久保君。

○大久保委員 ちよつとお尋ねいたしますが、ただいま原子爆弾ができたから何にもいらないのだ、こゝういふ御発言がございましたが、それはどういふ意味でございますか。

○田畑公述人 私は原爆ができておるから何にもいらない、そういうことを言つたのじやありません。そういう表現を用ひなかつたと思ひます。そう言つたでしようか。ただ、日本の場合憲法が戦争を放棄し、軍備を放棄しているのです。日本の場合でございます。日本の場合は憲法に従えば軍備はできない。現在の憲法によればですね。その状態において日本が少々の軍備を憲法を侵してつくるといふことは意味がないといふことなんです。従つてはかの國だつてこのことは言えるのです。ほかの國が少々軍備を持ちまして、原爆の前にはそんなものは意味がない。ただスエーデンにいたしましたとしても、スイスにいたしましたも軍備がございまして、その軍備はスエーデンやスイスの國防の役に立たない。これはきわめて明瞭であります。しかしなぜあるかといふと、まだあるものだからやむなくそれを続けているといふふうで考へてよいと思ひます。やむなくです。あるものはなか／＼捨て切れるものではない。そのためにあるのです。これは盲腸のごとき存在なんです。

○大久保委員 一般的なこととはまたあとで御質問します。水爆にしましては、原子爆弾にしましては、この原子爆弾自体が日本に羽がはえ、あるいは尾ひれを持つて参りますかどうか、御質問いたします。

○田畑公述人 ただいまの御質問よくわからなかつたのでございしますが、どういふ意味ですか、もう一度お願いいたします。

○大久保委員 原子爆弾が、たとえばピキニに運ばれるにいたしましたもあれば、船で運ばれる、あるいは広島に落ちた原子爆弾は飛行機で運ばれた、先生は原子爆弾がいきなり空の上から降つて来るようにおつしやいました。が、その点はさうでございしますか。

○田畑公述人 それはたとへばロケット砲でやればどうなりますか。シベリヤから撃つことができません。海を渡らなくても、飛行機で持つて来なくてもロケット砲でこれを撃ち込むことができます。その点はいかがでございしますか。

○稲村委員長 大久保君にちよつと御注意申し上げますが、これは専門的な技術上の論争ではなくて、少くとも憲法を中心とした論争のようですから……。

○大久保委員 もちろん憲法論に入りませうけれども、やはり問題の核心です。……。

○稲村委員長 問題の核心であつて

も、武器の問題などを論争するならば、ほかの専門家との間で論争すべきだと思いますから……。

○大久保委員 今田畑先生の原子爆弾が降つて来るから何もいらぬのだというお話に対して質問をしておるのです。原子爆弾を引例されましたから、原子爆弾なるものがみずから羽がはえて、尾ひれがついて日本に来るのであるか、それは何らか運ぶものがあるのか、それはいか。そうすればかりに原子爆弾戦においても、運んで来る飛行機に對してあるいはそれを防衛する、あるいは尾ひれがついて来るその運んで来る船に對して防衛する、こういうことが成り立たぬものでもない。それで原子爆弾が空の上から降つて来るから何をやつてもだめなんだ、これは無為にしておいた方がいい、これは私は成り立たぬということをおし上げたい。この点はいかがでございますか。

○田畑公述人 これは今お答えしましたように、飛行機で運ばなくても、あるいは船で運ばなくても、ロケット砲というような方法で撃ち込むことができますと聞いております。専門のことで、私は存じませんけれども、これはできるということですね。

それから船で運んで来るにしまして、あるいは空から運んで来るにしまして、日本が少々そういうものを持つて防ぎ切れるものかといえ、防ぎ切れるものではございません。それはアメリカのオッペンハイマーという原子科学者がアメリカの議会で証言しておるのです。あなたの言うことよりもオッペンハイマーの言うことは、専門家ですから、その点は確かじやないかと思うのです。(それは失礼だ)と

呼ぶ者あり)その専門的な点については限定しております。私もこれは専門家でないから専門家の意見に従うのです。オッペンハイマーの權威を認めるというのです。あなたも、私も、専門的な点についてはオッペンハイマー以上であるということは言えぬはずで、そうでしょう。オッペンハイマーは、原爆を防ぐ方法は、戦争をしないこと以外にないということを言つております。私はオッペンハイマーの權威を信じたのです。

○大久保委員 私が専門家であるかどうかということは、田畑先生によつて断定を下されぬでも、また断定を下す人もありませんから、先ほど辻委員を責められましたように、かつてな断定をあなたの方でされないようにお願いします。

續いてお尋ねいたしますが、最初外交問題で李承晩ラインでも何でも片づけられたのではないかと御答弁がありました。これは私実証的に申し上げましたが、これは日本に漁船で拿捕されたものは、ソ連、中共、すなわち共産圏から拿捕された船が絶対に多いのです。しかもそれが返還されない船が絶対に多い。例を申し上げますと、中共に拿捕された船は百三十九隻、ソ連に拿捕された船は二百四十一隻、合計いたしまして三百八十隻、中共に押留されております人員は一千六百九十一人、それからソ連に押留された人員は二千九十三人、合計三千七百八十四人、このうち未帰還の船及び人数は、中共が百二十三隻、ソ連は四十八隻、人員は、中共が三百六十五人、ソ連が五十人、合計四百一十五人あります。これ

に比較いたしました韓国並びに国民政府側は言うに足りない数であります。この大部分は中共、ソ連に拿捕され、押留されておる。しかもこれらの船は、これは私断定してもよろしゅうございしますが、調査のできる範囲内において調査した結果によりますと、ソ連の領海外において日本船及び日本人を拿捕して行つて、しかも大多数の日本人及び船を長年にわたつて返さない。しかも日本はあくまでこれを返してくれない、なせ返さないか、日本人があるいはシベリアに移されたりあるいは千島の監獄で呻吟している、たゞこれが解放されない、その点について御答弁願いたい。

○田畑公述人 その点については私はこう思います。もし日本が政治力、外交力が強ければこれは解決ができていた。その点日本の政治力、外交力において欠けるところがあるからだと私は確信します。それは武器の力によつて解決できるものではありせん。外交力、政治力です。西郷隆盛が言つたように、一國の道義的な勇氣があれば解決ができる問題なのです。武器の力ではありせん。日本国憲法は武器の力によらずしてそれを解決すべきであることを命じておるのです。それに従つてやればできることなのです。やれないといふのは、政治家の皆さんに力を入れてもらいたい、力の入れ方が足らぬと私は思うのです。それからさらにこれは国際法的に解決の手段がありまふ。その手段によつて解決すればよろしいと考へております。武器によつて解決するといふことはできるものではありせん。

○大久保委員 私は質問を打ち切りますけれども、ただいまの先生の御答弁は非常に抽象的だと思ふのです。たとえば出羽ヶ嶽と男女ノ川が相撲をとつて、男女ノ川が負けた、それはお前が力が足らぬから負けたんだ、しつかりやれ、そういう論議は何ら科学的な御答弁ではないと私は思うのです。頼むからしつかりやれ、力が足らぬからしつかりやれ、こういうことはわかつている話であつて、私はこれをもつて打ち切りますが、答弁がはなはだ抽象的で、非科学的だつたことをはなはだ遺憾とするものであります。

○田畑公述人 今の御質問ですけれども、これは出羽ヶ嶽と何と何かの相撲の場合と違ひます。相撲の力関係とは違ふのであつて、外交関係、政治関係は知恵の問題なので、その知恵の力を出せばできることなんです。これは決して出羽ヶ嶽との相撲の場合にかえていふことはできない。できないことを私は言うのではありません。できることなんです。たとえば私は出羽ヶ嶽のように力の強い相撲取りになることはできない、だからお前のような相撲取りになれといつたつてできることではないのです。ところが勇氣を奮つて知恵に従つて、道義に従つた外交をやれといふことはできぬことを言うのではありません。できないことは断じてないのです。

○大久保委員 質問を打ち切るつもりですけれども、もう一ぺん、りくつがないから外交が成功しないのだ、こういう御答弁であります。一体日本の漁船が北海道の釧路の南において平和なさば漁業をやつておるのを、砲艦その

他がやつて来て平和な漁民を拉致して行く、これはりくつにないものです。私はこれを返してくれといふことは当然の要求である。正当の叫びである。その正当の叫びがソ連なり中共からいれられていないのではないですか、なぜこれを返さぬ、外交がなぜそのりくつを通さない、そのりくつを通さぬのはソ連、中共ではないか、私は先生の御答弁がきわめて抽象的であつて、何ら現実的でないことを遺憾とするものであります。

○田畑公述人 お答えいたしますが、それはこちらは通るりくつを持つておる。そのりくつが通るりくつに外交の力を發揮しなければならぬ、政治の力を發揮しなければならぬ、それにはまずこういうことを考へていただきたいと思ひます。中共とソ連に對しては講和ができておりません。この講和をすることが第一の要件です。第一の要諦です。それからさらにそのほかに打つ手は幾らでもあるのです。その手がことごとく打たれていないか、私は遺憾ながら打たれていないか、私は遺憾ながら打たれていないことを立証していただきたいと思ふのです。

○大久保委員 私は打ち切らうと思ひましたけれどももう一ぺん。講和ができていないのだ、こういうことをおつしやる、日本は無条件降伏をした、力尽き矢折れて無条件降伏で手をあげておる。無条件降伏すよ、その無条件降伏した國の平和な人間の漁民を拿捕し拉致して行く、こういうことは国際法上成り立ちますか。

○田畑公述人 それは成り立たぬことですから、追突すればいいのです。その追突の方法が當を得ていな

がよくわからなかつたのでございませうが、憲法の改正ができるかどうかという問題でございませうか。

○平井委員 新憲法は国会が認めた、今度は改正を国会が多数をもつて認むれば、それに従うのは当然であらうと思ひますが、もしそうならば、あなたは今日の自衛隊を認められるかどうかということですか。

○田畑公述人 よくわかりました。それはさきにもほかの方の御質問のときに申し上げましたけれども、私はこういう考えを持つておるのです。憲法でも法でも、ことに憲法につきましては、これを進んだ方向にかへることは——

進んだ方向と申しますのは歴史的に進んだ方向、つまり国民全体の幸福になるようにかへることは、改正であつてできるわけですか。憲法九十六条が認めておる改正は、そういう意味の改正です。そういう意味の改正ならば、これは国会で多数でもつておきめになることはよろしいわけですか。しかし、国会の多数をもつても憲法は改悪することとは許されぬ。憲法九十六条の要請している改正というのは、そういう意味の改正です。なぜそういうふうにかへなければならぬかと申しますと、改悪されるということになりますと、憲法自身が悪くなる、殺されることになる。殺されるということは憲法自体の本能として認めないはずで、そして、それは必ず国民国家のために不幸になります。そのように悪くかへるといふことは憲法は認めてはいるはずがない。憲法の認めてゐる改正は、必ず改正であつて改悪ではない。だから、いかに多数をもつても今の憲法を悪

いものにかへることはできない。これは私の学説です。

○平井委員 もう一つお尋ねします。悪いと思つてかへる人はおそらくありますまい、よいと思つてから国会が多数でもつてこれを通すのである、これは見解の相違で、よろしうございませうが、これはつばな憲法だ、アメリカがつくつたけれども非常によいということなら別です。アメリカが当時日本を骨抜きにして、安全保障条約によつて自分の固守つてやろうというところの憲法を押しつけたと私は思うのです。そこで、アメリカのつくつた憲法が非常に上等というならば、アメリカが今日日本国内においてつておる行動全部をあなたは認めなさるかどう

か。アメリカがつくつたボロ憲法を日本人の手によつてかへるべきであると思ひ、それが国会で通過すれば、あなたもひとつ学説を曲げてわれ／＼に賛同してもらいたいと思ひますが、御意見いかがでしよう。

○田畑公述人 今ボロ憲法とおつしやいましたが、どういふことですか。

○平井委員 非常に都合の悪い点がある、私はそう思う。

○田畑公述人 ボロというとはできないと思ひます。ボロじやありません。見解の相違なんだから……と呼ぶボロということについては私は非常に異論がある。これは見解の相違だからでは済まぬと思ひます。憲法をそう軽く見られては困ると思ひます。みづからの憲法を尊重しなければ、外国は日本を侮ることになります。この意識は持たなければならぬと思ひます。

それで、この憲法はアメリカから押しつけたと言われるのですけれども、私はこう思つておるのです。なるほどかなりアメリカでこの日本国憲法の草案を用意したことは事実です。けれども、押しつけてしまつたかといへばそうじやない。これは勅命でもつて帝國議會にかけられ、そこで慎重審議されて日本側でこれをきめた。もし日本側でこれは反対だといつてつてしまえば、アメリカは押しつけなかつたらうと思ひます。それくらい度量はあります。私はアメリカをそう見てゐる。悪いところもあるけれども、全部悪いとは思ひません。それは悪いところがあります。たとえば、こういう憲法に対して、現在あればミステークであつたかと言ふようなことはめちやです、憤慨に値する、それは責めなければならぬ、相手がニクソンさんであらうがだれであらうが、断固としてその非を唱らなければならぬ。悪いことはどこまでも責めなければならぬが、この憲法の内容は、考へてみると悪い内容じやありません。一部の人は不利益かもしませんが、日本国民全体にとつてはよい憲法です。これを悪いといふことは断じてできない。この憲法をかえよ、悪くせよといふことは、アメリカが言ひましても、日本の人が言ひましても間違ひだと私は思ひます。

○平井委員 私は議論はしません。ただわれ／＼の言ふことは国民の一部だと言つて、あなたの言われることは国民全体だと言つて、これはどうも私は納得が行かぬのです。今の憲法を国民全体の中に喜んで人もあるかもしれないが、喜んでない人もあるかもしれない。これは私は全体じやないと思ひま

す。そこでやはり民主主義の原則として多数に従ふなければならぬと思ひますが、その場合には田畑先生は多数の方に従つてくださるかということですか。

○田畑公述人 多数は間違つたことをやりまから、間違つたことは多数でやつてもそれでよいといふことはできません。形式的にはそれは認めるのです。しかしそれがいいとはいへない。ただ悪いことを多数がきめたという事実が残るだけなんです。これは日本を誤り日本国民を誤ることになる。だから多数党はよほど慎重に考へていただかなければならぬということになるわけですか。多数党の責任をきめて重大ですよ。

○平井委員 責任はみな感じております。多数党、少数党にかかわらず、国を思う気持ちに私はかわりはないと思ひます。ただ思ひ方はいろいろ違ひましよう。その思ひ方は、お前の考へは間違つてゐると言つても、本人に言わせれば、おれは正しいと言ふかもしれませぬ。そこで議會が多数できめたことにしても従わぬといふことになる。あなたは、自分の言ふことは国民全体といふことを言つて、私が言へばそれが違つたと言つて困るので、国民の六割なり七割が賛成なら、これは国民の気持といわざるを得ないのじやないか、そのときはいかがでしよう。

○田畑公述人 そういう場合であります。でも、その多数が間違つたことをやるといふことはいへません。多数は必ず間違つないといふことはいへないのです。多数は必ず間違ひがないのです。多数とは、非常なめちやなことですか。多数でも間違ひことがある。この憲法を改

悪すれば、多数が非常な間違ひをやつたといふことになるわけですか。多数は間違ひないといふことは、政治学的に断じていへません。間違ひことがある。歴史に徴しましても幾らもある。その結果はいつも悪いことになつてゐる。多数が賢明になつて、虚心坦懐に、自分を去つて、いい方にきめて行つてもらわなければならぬのです。だから多数党の責任は重大だと申し上げた。だから多数の威力をかりて、めちやをやつてもらつては困るというのです。

○平井委員 あなたの言ふことはよくわかる。議會政治というものは、英米がつくつたかどがつくつたか知らぬが、多数決必ずしも正ならずといふことはわかつてゐる。私たちも同じ気持ちです。しかし少数でもつて多数の意見を押し切つていいかどうか、これも考へなければならぬ。私どもは多数党でありますけれども、十分その点は注意して、多数党は自重しなければならぬといふことを私は毎日言つてゐる。しかし少数が正しいか多数が正しいかといふことは、判断の下し方でなにかかわつた。あなたの言ふ通り、やりでいいのです。いいけれども、やはり民主主義というものは数できめて行くといふのが實際でありますまいか。国民全員の過半数以上がこの憲法は正しいと考へるのだといへば、やはりつばなものでないか、多量に欠陥があるのじやないかといへば、多い方に従わなければならぬ。やはり多数できめるといふことはどうでしようか。

○田畑公述人 多数できめることになつてゐるのです。だから多数は少数の意見を尊重して、(尊重してゐる)と呼

ぶ者あり) いやこのごろはどうも尊重してない。イギリスの議会政治——これは発祥地はイギリスです。そのイギリスにおいては、多数党は決してめっちゃやりません。アメリカでもそうです。日本も、めっちゃややつてはいかぬのです。このごろそういういかぬ点が見えます。その悪い点を直していただきたい。あなたが率先して直していただきたい。(少数党にも言つてくださいと呼ぶ者あり) 少数党はもつと元氣になつて、多数党に少数党の正しいところを浸透できるように奮闘努力していただきたい。

○稲村委員長 田中君。

○田中(総)委員 私は田畑教授の烈々たる学者的氣概に大いに敬意を表するものであります。MSA協定が、田畑教授の御見解によりますと、国民多数の反対にもかかわらず国会を通過しております。それから防衛関係法二法案につきましても、私は田畑教授と同じく、国民大多数が反対しておると思う。しかしながらこれも、私は不幸にして国会は通るかもしれないと思う。これは国会の多数が国民の多数をそのまま反映していないという結果だと思ふ。この点につきまして教授にお伺いしたいのでありますが、実際国会議員の選挙などにおきましても買収が行われる。金の力というものは、結局これは資本家の力であり、特に今日においては軍需資本家の力でありまして、そういう金の力、さらに軍需資本家の力というふうなものが選挙において大きな作用をする。そういうことの結果として、国民大多數の意向が必ずしも国会に、そのまま議席の数となつて現われないという現実がある。これは実際

悲しむべき現実であります。教授もおそらく御同感だろうと思ひます。この点についての御見解を確かめたいのと、それからそういう議会政治の理想と現実の食い違い、これを今日においては是正するためには、一体どういふうな方法、手段をとるべきであるか。選挙法の改正というふうなことも一つの技術的な手段だと思ひますが、いろいろな方法があると思ひます。そういうことにつきまして、ひとつ教授の御見解を伺えれば幸甚だと思ひます。

○田畑公述人 今の御質問、二点あったかと思ふのですが、最初の一点は、多数党が必ずしも国民の多数を反映していないということ、そういう御見解だつたかと思ひます。それはおつしや通つたかと思ひます。ですから議院において現在多数を占めておられる党が、必ずしも眞の意味においての多数であるということ、これは政治学的にはいへぬと思ひます。事実上の問題としては言へぬ。ただ形式的には、国民の多数を代表しているということがいえるにとどまると思ひます。それから第二の点につきましては、今の政界の腐敗とか選挙の腐敗をどうしたらよくできるかという問題でございます。が、おつしやつた通り選挙法の改正ということも必要であります。ところがこれもなかなかむずかしい問題でありまして、選挙法の改正にいたしまして、あるいはその他の点について改めるべき点が多々あります。改めるための根本の要諦は何かというところは、何人も憲法を尊重するという氣持を強く持つことであると思ふ。ところが今日においては、国民の多数においてもあるいは政界においても、憲法をほん

とくに尊重するという氣持が少いのではないかと思ひます。これがあれば日本の憲法を守る、そして日本の憲法の定めておるいい制度をどこまでも守つて行くということができると思ふのです。その点欠けておるのじやないかと思ひます。たとえばアメリカにおきましても、悪い点はいろいろありますが、憲法を尊重するという氣持は非常に強いようです。従つてまた日本の憲法も尊重するという氣持があつたために、平和条約の場合でも安保条約の場合でも日本国憲法を尊重しておるのです。日本国の主権を尊重するという規定が平和条約の第一条に掲げられておりますが、それはその現われと言つてもいいと思ひます。安保条約を見ましても、日本国憲法を非常に尊重しております。ところがMSA協定になりまして、日本の憲法をアメリカがあまり尊重しなくなつて来た。なぜかといへば、その原因は、日本側が日本国の憲法を尊重していないというこの事実です。この事実によりまして、アメリカは日本の憲法を尊重しないという風ができて来たのだと思ひます。先ほど来そのことに触れましたけれども、そこで外国に對しては、日本の政界を革新する意味から申しまして、日本国憲法を尊重するということ、そういう憲法尊重の氣風を巻き起さなければならぬと考へるのです。それがもとであると思ひます。

○田中(総)委員 現行憲法がアメリカの占領軍の指示によつてできたものであるというふうな説をなす者がありますが、田畑教授は必ずしもそうでないとおつしやる。私もこの憲法が必ずしもアメリカの口授のもとにできたものと

思わない。しかしかりに占領軍のつくつた作文であつたといつたとしても、その当時のマッカーサー司令部はまた進歩的な性格を持つておつた。当時マッカーサー元帥に従つて日本に参りまして多くのニュー・ディーラーの諸君は、日本においても一大革新をやりたいという非常な理想と情熱に燃えてやつて来ておつた連中でありました。そのアドヴァイスのもとにつくられたといふことだと思ふし、その憲法をわれわれは今日外国の支援のもとにできたからといつて、非難する必要はない。今日政府はこういう憲法があるのに憲法を輕視する、あるいは憲法を無視するといふ態度に出て、再軍備の既成事実をどん／＼積み重ねていくことは、教授と私は見解を同じくするものであります。が、こういうことになりまして、憲法の精神というものがまつたく地を払つてしまふのであります。憲法といへどもまた法なりという言葉がある。法治国家におきましては、法律をみなが守るといふ、特にまた基本的な法律でありましてその憲法を守るといふ憲法の精神がなければ、法治国家、民主政治というものは成り立たない。ところがそういうことに対して無関心である。あるいはむしろきわめて破壊的な態度をとつておるのが現在の政府であります。現在の憲法は、さつき申しましたように憲法じやない。憲法であつても、法であれば守らなければならぬといふ以上、いゝわんやこれが良法である以上、これを守ることは、今日国民のひとしく義務としなければならぬところであると私は思ひますが、今申しましたように、政府が盛んにこれを破壊

しておる。破壊活動防止法という法律を政府はつくりましたけれども、実は政府が先頭に立つて破壊活動をやつておる、こういうふうなことが、古い言葉で申しますと、世道人心に及ぼす悪影響というものは、非常に深刻なものであると思ふのであります。教授は大学の学長の地位におられるのでありますが、吉田内閣がこういうふうな憲法を無視する、法律を無視する、まつたく憲法精神に逆行するやうなことをどんどんやつておられますが、それが日本の教育の上には非常に悪影響を及ぼしておるのではないかと思ひますが、教授はそういう点についておそろしく心配されておると思ひますが、その辺のことにつきまして、特に教育當事者としての御所感をひとつ承りたいと思ひます。

○田畑公述人 今のお説に大体私は賛成なものであります。政府自身が憲法破壊の政治活動をしているということにつきましては、私は非常な心配、憂慮の念に満たされております。そういうことがないようになつていただきたいと考えております。吉田さんには実は毎週電報を打ちまして、そうして平和憲法に従つて、MSA協定を受理しないようにしてくださいというお願いをしてはいるのも、実は私のそういう憂慮の氣持の一端を表わしているのにはかならないわけでありまして、それから今お説の中におつしやいました、法を守らなければならぬ。悪法でも守らなければならぬ。いゝわんや、善法である憲法は、どうしても守らなければならぬ。ことにそれは善法であるのみならず、最高の法なんです。この最高の法はまず第一に守らな

しておる。破壊活動防止法という法律を政府はつくりましたけれども、実は政府が先頭に立つて破壊活動をやつておる、こういうふうなことが、古い言葉で申しますと、世道人心に及ぼす悪影響というものは、非常に深刻なものであると思ふのであります。教授は大学の学長の地位におられるのでありますが、吉田内閣がこういうふうな憲法を無視する、法律を無視する、まつたく憲法精神に逆行するやうなことをどんどんやつておられますが、それが日本の教育の上には非常に悪影響を及ぼしておるのではないかと思ひますが、その辺のことにつきまして、特に教育當事者としての御所感をひとつ承りたいと思ひます。

ければならない。ところが普通は最高の法は守らないが、派生的な法は守る。最高の法は罰則がないから、守らぬでもよいという気持があるようだが、これはとてもない間違いであると思う。憲法には罰則がありませんが、罰則がないだけに、それを守らなければならぬ、こう考えているわけですが、そういう憲法尊重の念があれば、日本の政治は必ずよくなると思っています。また世界各国に尊敬される国家、国民になるに違いないと思うのです。憲法を尊重しない国民は、これは世界の各国から敬愛される国民には断じてなれないと私は思います。国家として、国民として大をなすことはできないと思うのです。そういう点におきまして、お説とまづたく私は同感であります。

それから政治家の皆さんの中には、先ほどのお説もありましたが、この憲法は悪い憲法だ、あるいは占領中にできた憲法だから、守らなくていいというような説がありますが、もしそうだとすれば、国会議員になつていて、自身をやめなければならぬと思う。というのは、国会法は憲法に基いてできている。占領中にできたこの憲法が悪いければ、国会法も悪い。だから国会議員にならなければいいという論理も出て来る。それがなつておいて、憲法だけが悪いというところは、私はこれは矛盾していると思う。断じてそういうことは言えないと思います。もしそれが悪いとすれば、占領されたことが悪い。この占領されたことをどうして回復できるのですか。(敗けたことが悪いと呼ぶ者あり)敗けたことも悪いじやありませんか。それをどうして回復

するのですか。それを回復しなければ、そういうことは私は断じて言えないと思う。それが根本なんだから、敗けたものの責任があるのです。その責任をはつておいて、憲法が悪いのかのこのことは私は言えないと思う。

○稲村委員長 山本君。

○山本(正)委員 一、二伺いたい点があるのですが、その一つは、現行憲法の中の平和条項に関する規定は相当たくさんあると思うのですが、その中で戦争を放棄する、戦力の保持を禁止するというこの二つの点につきましては、これはあなたのお説によりまして、必ずしも当時のアメリカ当局が日本に押しつけたものでなくして、当時総理大臣であつた幣原氏の一つの日本再建の基本の考え方として、それが入れられたのであるということをお説は断定して、確信してお話があつたのであります。ところが、御承知と思いますが、その点につきましては、あなたと同じような見方を伝えている人もあなた以外におらぬわけではありませんが、しかし一面、事実はそのやうでなくして、それは幣原も、当時の外務大臣の吉田茂も強くこれを拒否した。ところが当時のマッカーサーは、それでは天皇の身分について保証はいたしかねるぞという、平たく申せば恫喝——先方の意思はどうか知らぬが、受けた方は非常に深刻な恫喝を感じて、やむを得ずその事柄を認め、かつその草案の中に入れざるを得なくなつたということ、相当責任ある立場の者が公の席上でもすでに述べている。そこで私はその二つのいずれがほんとうのものであるか、心得のためにあなたに伺いたい

のであります。当時の幣原総理の自発的な意見としてそれが挿入され、それをあなたが強く確信されるその根拠をもう少し、われ／＼にそういうことであつたかと思われる程度にひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○田畑公述人 その点につきましては、幣原さんの書きました外交五十年という本がある。あの中に幣原さんが断言しております。それを傍証するものとしては、中央大学の経済学部長の青木得三氏が——彼は幣原さんと非常に懇意であつて、よくその機微のことを知つてゐる人のやうです。その方が寄附雑誌にそのことを書いておられます。それからさらにマッカーサー元帥がアメリカに帰りまして、アメリカの国会でその証言をいたしております。平和規定に関する限り、これは日本人の創意に出たものであるということをお説は言つておられる。マッカーサー元帥はうそを言う人ではないと私は信じております。幣原さんもうそを言う人物ではありません。青木さんも、私はよく知つておりますが、うそを言う人じやありません。そういう人の書いたり言つたりしていることによりまして、私はそのことを確信しております。吉田さんについては私は存じません。恫喝されたとおつしやいまして、それは全然存じておりません。しかし吉田さんはあの憲法会議においてどういふことを言われたかと申しますと、こういう平和の理想は、日本におきまして、内村鑑三さんがかつて盛んに書いておつたということを引用されております。だからそれに基づきまして、平和主義憲法をつくるということが日本としてはなすべきことであるということをお説は言われてお

つたのです。今日吉田さんとしてそれをどう考えられるか知りませんけれども、憲法会議においては断言されております。私はその断言は間違ひじやなかつたと思うのです。今言つておられることはどうか知りませんが、私もそのように考えまして、私は第九條に関する限りは日本の発意に出ていると確信しております。

それから今ちよつと申しましたが、日本におきましては、明治初年に内村鑑三さんがすでにそういう平和主義の理想を展開しております。明治から昭和にわたつて展開しております。あるいはそのほか安部鶴雄先生がそういう理想を唱えておられます。その他明治の維新前後におきましては、これは熊本の横井小楠先生がそういう思想を展開しております。さらに徳川時代にさかのぼりまして、安藤昌益先生が徹底的な平和主義となえておつた。そういう日本人の理想が、同時にドイツにもあります。フランスにもあります。そういう理想が凝つて日本国憲法というものになつたのだ、こう考えることができると思ふのです。私はこれはアメリカから押しつけられたものではないと確信しております。

○山本(正)委員 ばくがお尋ねしておる点についてお答えを限定していただきたいのですが、要するに今のお話にきいて、あなたの確信される根拠といふものは、ことごとく直接的なものではなくして、何がしの書いたもの、何がしの伝えたものの文字を通して、もしくは伝聞によるところのものである、ということはおよく了解されたのであります。それが反するところの、

恫喝によつて不本意ながらこれを挿入しなければならなくなつたというこの話の根拠は、これは生存中の幣原さん自身の、あるいはその当時のいきさつ、事情といふものを親しく懇談をした人の、その人自身のこれは言明なんでありまして、吉田氏については、これは生存者でありますから、これはまた伝聞その他文獻といふものをまつてもなく、きわめて事の真相といふものは明らかだろふと思ふのです。従つてそれ以上は私この際あなたに何うこととはなはだ価値のないことであるけれども、ただその確信の根拠がそういう一片の文獻であり、また他国人の、自分の立場に立つところの一つの声明といふものが基礎になつておるといふことを伺つたこと十分と思ふのであります。

第二に私が伺いたいと思ふのは、先ほど現行憲法は少くとも終戦直後天皇の発議によつて制定されたものであるから、その制定の形式、実質といふものは欽定憲法である、欽定憲法である以上は、これを名実ともに守らなければいかぬ、私はこの平面的の御意見にはまづたく同感なんでありまして、欽定憲法である以上は——欽定という意味については多少述べなければならぬ点があります。それは言いかねれば国民の真に欲したところの、自由意思によるところの憲法である以上は、これをどのような犠牲を払つても守り抜くといふことではなけれいかぬといふことは、これは国民に共通する常識であります。その点においてはまづたく同感であります。そこで伺いたいと思ふのは、天皇が発議されたことは、形においてはまさにその通りでありま

す。そこで伺いたいのは、その天皇の憲法改正に対する発議が真に天皇が自由意思に基いて発議をされたものであるか、あるいは当時占領せられておつた、この抵抗するに方法のない、まったく不本意なる環境においてやむなく発議せられたものであるのか、その点についてのあなたの御見解を伺つておきたいと思う。

○田畑公述人 二点あるかと思ひます。一点につきましては、今お話のとく、一片の文獻でもつてそういう確信をすることは間違ひだといふお説だつたと思ひます。しかしすべてのことはやはり文獻によらなければ、書いたものなり聞いたことによらなければできないのであつて、何事もそうなんです。このことに關してのみ書いたものによつちやいけぬといふことは、私は言えないと思ひます。やはり書いてあるものを信憑性しなければならぬ。あるいは信憑性のないものもありま

す。うそを書く人もありますから、ずいぶんそういうものもありますけれど、幣原さんにせよ、マツカースーさんにせよ、あるいは青木さんにしろ、うそを言う人ではないと私は考へております。それからなおかつそのほか、やはりこれは幣原さんの書かれたものによるわけでありまして、それだけじゃありません、ほかの文獻にもよるわけでありまして、最初米國側が帝國憲法の改正について示した要綱があり

ます。その中には軍備を捨てるとか、戦争をやめるといふ指示事項はなかつたのです。後にこれが加つたといへば、これは幣原さんのそういうアドヴァイスがあつて、そのアドヴァイスに

マツカースー元帥が負けた結果であるとは見ておるのです。その意味におきまして、幣原さんは偉いと思ひます。これは改進黨の先輩ですよ。改進黨の先輩である幣原さんは、そういう卓見をもつて政治的大胆行為をやつてのけたので、私は彼の勇氣に感服しております。それから第二点であります

が、今言つてうちにちよつと忘れてしまつたのでございしますが、もう一度お願いいたします。

○山本(正)委員 現行憲法に改正するときの天皇の発議は自由意思……。

○田畑公述人 わかりました。それは桐喝されて勅命を下されたというように思ひます。そういふことはあり得ません。きわめて明瞭です。そういうことは考へることのできないことです。

○山本(正)委員 質問の中心を伺うことのできないことは遺憾であります。あなたが論議をしても仕方ないことではありますから、そこでひとつ別の事柄について伺ひたいのであります。日本もドイツもイタリヤも、過ぐる大戦で大体同じような境遇であつた。そのうちの西ドイツが、國際連合軍に占領……ソ連の關係もありまして、

とにかく占領されて、それで日本と同じような事情で憲法の改訂を要求されたときに、あそこの學者、特に學者が先頭に立つたようですが、刀と鉄砲、要するに外國の軍事實力のある環境において、國民のほんとうの自由と意思というものは表明する方法がない、であるから、こういう環境における間は憲法は制定すべきでない、自由の意思で憲法が定められる環境になるまでの間、基本法といふものををつくるべきであると

いつて憲法をつくることを拒否されておるわけですね。その点においては日本の政治家も學者も、非常に見識と勇氣に欠けるものがあつたと思ひます。その西ドイツのとられた、そういう環境では憲法をつくるべきものではない、つくつてみたところで住民のほんとうの自由意思というものは憲法に現れるはずがないじやないか、だから自由意思を得るまでは基本法で経過するんだという、この西ドイツのつた態度見識に対して、あなたはどういふお感じを持つておいででしょうか。

○田畑公述人 今ドイツのお話が出ましたが、ドイツの憲法はなるほどあなたおつしやいました通りに、戦争及び軍備についての規定としましては、永久に戦争を放棄するとか、軍備を放棄するといふことは書いてないのです。かつまた今おつしやいましたように、一時的の憲法であるといふことをきめておきます。しかしそういう憲法をきめたといふこと、ことに日本の憲法のよ

うな平和規定をつくらなかつたといふことは、これは同じようにアメリカが占領しておるのです、しかもそれがな

いといふことは、ドイツには幣原さんほどの政治家がなかつたといふことを証明するわけですね。幣原さんほどの人物がドイツにあれば、必ず日本の憲法のような憲法をつくられたらうと思ひます。ドイツにはそれがなかつた。日本には幣原さんがあつたので、このよ

うな平和憲法ができた。私はさらにあらためて幣原さんに敬意を表さざるを得ない。

○山本(正)委員 どうも問題点がそれるようではありますが、もう一つ伺ひたい。あなたのお話の中に、MSA協定

に至つてアメリカは日本の憲法を尊重しなくなつた、その前の安全保障条約時代には、アメリカは日本の現行憲法を尊重しておつた、MSAに至つてこ

れが尊重されなくなつたといふお話がありました。その話の内容は、日米安全保障条約、それを基本とする行政協定といふようなもの、すべてをあなた

はこれをお認めになる、つまり積極的に賛成をしてお認めになるといふことの上に立つてのお言葉であらうと思ひますが、その解釈によろしいのですか。

○田畑公述人 必ずしも私はそう思つておりません。好ましからざるものであるといふことを先ほど申しましたけれども、違憲の性格はまだ持つていないといふことなんです。違憲の性格があるといふことと、好ましくないといふことと、これは別の問題です。一緒にすることもありますが、これは別のことと思ひます。安保条約及び平和条約は、好ましからざることは多々あるものであります。けれども違憲の性質を持つていない。なぜかと言へば、そういつた条約におきまして、日本國の再軍備を義務づけていないのです。これは日本國憲法九条を尊重しているゆゑ

であるといふことができると思ひます。ところが今度のMSA協定はそれうじやないのです。日本の再軍備を義務づけておる。八条にはつきりそのことが書いてあります。そのほかの条文を見ましてもそのことが書いてあるのです。ゆゑにMSA協定は、日本國憲法を尊重していないものであるといふことが斷言できるわけなんです。ただMSA協定の九条の二項におきまして

は、いかにも日本國憲法を尊重して実施されなければならぬといふことが書いてあります。けれども再軍備を義務づけておりながら、そのことを言つて

いるのですから、いかにもこれはおかしいのです。そんなことは言えないのだけれども、なお憲法に対する違憲の氣持がそこに残つてゐるのではないかといふふうに私は考へております。

考えからすれば、そういう訴訟があり
ましたら、受理しなければならぬもの

だと思つております。詳細は省きますけれども、しかしそういう手続の法規がつくられることが必要だと思ひますから、そういう法規をつくつてくださるよう御努力をお願いしたいと思います。

○稻村委員長 田畑公述人に関する御質疑はございせんか。——なければこれで終了いたしました。

次に佐瀬市太郎君の公述をお願いいたします。

○佐瀬公述人 私は佐瀬市太郎でございます。

私は防衛庁設置法及び自衛隊法の制定に賛成であります。その理由としては、右両法案に対する國務大臣の提案理由説明に述べられましたごとく、現在の国際及び国内の諸情勢にかんがみ、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、この際さらに自衛力を増強することがきわめて適切な国策なりと信じますので、これに対応する法令の制定こそ当然の措置でありまして、政府提案の両法案は大体において適当と存じます。よつて昭和二十九年度予算もすでに成立した今日、一日もすみやかに国会の議決あらんことを願うものであります。但し、緊急の場合の自衛隊の海上行動に關しましては、自衛隊法第八十二条において適切に規定せられておるところでありますけれども、航空機侵略に対する自衛隊の行動に關する第八十四条の規定は、不徹底のきらいがあると私は信じます。すなわち、かりに国籍不明の飛行機が突然侵入して来て爆弾を落したりなんかしたときに、この防衛庁設置法及び自衛隊法の規定は、実にどうも不徹底で

ある。そんな頭をなぐられて、まあ／＼なぐらないでくれ——キリスト教のペイブルにある、右のほほをたたき者があつたら左のほほも出してたいてくれなんという、そんな時代遅れのことでは国民は立つて行かれません。でありますから、自衛隊法第八十二条において規定してあるような意味に第八十四条を改めていただきたい。もつと現実的に、暴力に対しては暴力で防ぐのもいたし方がありません。個人の場合でも、盗難と暴力を防ぐ特別法があり、正当防衛の範囲がずいぶん拡張されてゐる。現在はそのような時代です。これは大いに直していただきたい。これは立法技術に關する問題で、賢明なる国会議員に対してはなほだ礼を失するやうなことになるかも知れませんが、防衛庁設置法の冒頭に、保安庁法の全部を改正するとありますが、これは実にこつこついきまゐる。これは結局国民の政治に対する信をつなぐ重要な根本問題に關してあります。すなわち、その實質は改正にあらずして、新たに防衛庁設置法及び自衛隊法を制定するものであると信じます。ですから、防衛庁設置法の附則に保安庁法を廃止する条文を入れ、國民をして法律の尊嚴をさとらす。従つて立法院たる国会の權威を高め、政治に対する國民の信頼をつなぐゆゑの措置を講ぜられんことを希求するものであります。

次に憲法第九條の解釈として、吉田首相並びに木村國務大臣は、自衛隊は戦力を持たないものであるから憲法違反にあらずと議會答弁をなされておられますが、私はここがたいへん違う。自衛隊は戦力を持つてゐるものと認めます。戦力です。但し、憲法第九條は、その第一項並びに第二項においても、よく見ていただきたい。明らかに戦争しかけをしないというのを意味する規定であります。すなわち、日本國民は武力侵略をしない、好戦國民でないといふことを明らかにした条文です。國權の発動の一部たる自衛隊の行動に關しては規定してないものであるから、自衛隊が戦力を保持しても決して憲法違反にあらずと私は確信するのであります。これは文理解釈上疑いをさしはさむ余地なきものと存じます。世人あるいは憲法第九條第二項に「國の交戦權は、これを認めない」と規定してあるから、この条文より見て、國の能動的並びに受動的兩面の交戦權はすべてこれを認めない」と解釈する者があるならば、これは法律の正當なる解釋力を持たない者の主張で、第一項は明らかに能動的交戦權否認の規定である。戦争を仕掛けず、武力侵略をしませんといふことから出発した規定である。条文を読んで見れば一点の疑いをはさむ余地がありません。いかなる憲法學者が現われても、私は断固として、確信をもつて駁破いたします。そんなくだらない論議は、これは論議としては自由だけれども、憲法解釋の問題だ。これは大事なところですよ。よくそこを頭に、失礼な話だけれども、入れておいていただきたい。交戦權否認の規定で、受動的すなわち自衛隊の場合の規定ではありません。また第二項は、「前項の目的を達するため」といふことで、第一項の規定を受けてゐる規定で、すなわち能動的交戦規定である

のです。もし第二項末段の「國の交戦權は、これを認めない」といふ条文が受動的すなわち自衛隊まで及ぶものとしたならば、当然第三項として第一項、第二項と並べて規定されなければなりません。第二項末段に置いたならば、第一項を受けての第二項だ。受動的の自衛隊というものに關係ありません。しかるに第一項を受けての第二項中にあるより見て「國の交戦權は、これを認めない」といふ条文はすなわち自衛隊にあらざる第一項規定の能動的交戦權、すなわち戦争をしなけないう意味に解釈すべきもので、國の自衛隊の発動による戦力保持禁止ないし交戦權放棄は、憲法第九條の規定外の問題であります。従ひまして、自衛隊の発動による戦力保持、交戦權保有は、決して憲法違反にあらずと私は信じております。

私は昭和二十一年二月、幣原總理大臣に明則安國論なるところの建白書を奉りました。憲法上全面的戦争放棄は世界中一國もない。世界の外交通は、日本は茶番狂言を演ずるのであるかといつて、みんな笑つていた時代であります。それでありますから、私は國を思うの一片歌々の赤誠よりこの明則安國論——宇宙の法則を明らかにして國は戦力を捨てちやならぬという意図であります。そういう場合であつたから、日本は憲法改正にあつたて、戦争放棄については、この点大いに意を注がねばならぬことを力説しておきました。また私はマッカーサー元帥にも書簡を送つて、天皇制維持を力説した。金森徳次郎氏、いな政府並びに國會の努力で、まことに意味深長なところの現憲法が生れた。論議において孔子は、正道と權道をあわせ用いる者でなければ座を同じうして語るべからずと言つてゐるが、政治家たるものは正道と權道を適当に使ひわけてもらなければ困る。その意味深長なるところの現憲法が生れ、憲法上放棄してない國の自衛隊の発動による戦力保持は憲法上さしつかえないものと私は確信しておたのです。最初からそう思つておりました。ああ、おれの建白したことを幣原氏以下みな幾分か認めて意味深長なる憲法をつくつてくれたなあ、いや、実に、日本國の現在の立場から考えてもあれはよかつたなあといふので、自分一人としては、自衛隊の発動による戦力保持は憲法上さしつかえないものと最初から確信してゐたのであります。だから、この際はつきりと私の信念を申し上げて御参考にいたします。そうしてさらに、憲法改正、再軍備問題、今や日本の當面する最大の政治問題となりつつあります。現在の憲法第九條においては能動的交戦權を放棄してゐるのであるから、戦争をしなけないうこと、武力侵略をしませんといふことを明らかにしたてありますから、このままでは日本は國運加盟の資格なきものと私は信じます。國運憲章をよく読んでごらん下さい。場合によつては武力でとつちめてやるということが明らかになつてゐる。そうすると、國運に入るならば、その憲章に従つて、場合によつては國運軍に加盟してこつちから進んで武力を用ひなければならぬ場合もある。だから、現在における憲法では、ほんとうを言つたならば國運加盟の資格はないと私は信じます。それからまた、一昨年締結せられましたところの日米安

全保障条約以外に、かりに太平洋安全保障条約のごときものができる場合にも、今のままでは加盟の資格がないものと予想されます。そうして、ある一部の政治家のとなえる日本の厳正中立論のごときは、現在の国際情勢のようない、だれが中立を保障してくれるかという課題に答えることができないような段階にあつては、これは痴人の夢にも等しいと私は信するのであります。軍備の程度は財政とにらみ合せて国力にふさわしいものとするのはもちろんであります。近き将来において憲法を改正して、一面国連加盟の資格をつくり、一面太平洋安全保障条約のごとき集団安全保障機構成立の場合に処して、財政上安価なる犠牲のもとに国土防衛を全うする素地をつくることは、きわめて賢明なる国策であるとは私は信する次第であります。

御清聴を感謝いたします。

○**稲村委員長** 以上をもつて佐瀬公述人の公述を終了いたしました。

何か御質疑はございませんか。――御質疑がなければ本日はこの程度で散会いたします。

午後三時三十七分散会

昭和二十九年四月十五日印刷

昭和二十九年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局